

ワシントン駐在問題調査特別委員会記録
＜第21号＞

令和7年第5回沖縄県議会（9月定例会）閉会中

令和7年11月4日（火曜日）

沖 縄 県 議 会

ワシントン駐在問題調査特別委員会記録<第21号>

開会の日時

年月日 令和7年11月4日 火曜日
開 会 午後2時0分
散 会 午後7時22分

場 所

第2委員会室

議 題

1 証人尋問について

出席委員

委 員 長	座 波	一
副 委 員 長	西 銘	啓史郎
委 員	宮 里	洋 史
委 員	徳 田	将 仁
委 員	新 垣	淑 豊
委 員	仲 里	全 孝
委 員	大 浜	一 郎
委 員	上 原	快 佐
委 員	玉 城	健一郎
委 員	新 垣	光 栄
委 員	仲宗根	悟
委 員	高 橋	真
委 員	比 嘉	瑞 己

委 員 大 田 守

欠 席 委 員

委 員 当 山 勝 利

証人尋問のため出席した者の職・氏名

(証人)

小 濱 史 人
金 城 信 尚

○座波一委員長 ただいまから、ワシントン駐在問題調査特別委員会を開会いたします。

ワシントン駐在問題に係る証人尋問についてを議題といたします。

ただいまの議題につきましては、去る10月8日の本委員会において、2名の保留者を含む12名の証人に対し、出頭を求めることが決定しております。

本日の証人として、平成27年度当時の地域安全政策課主事小濱史人氏及び平成27年度当時の地域安全政策課班長金城信尚氏に御出席をお願いしております。

なお、尋問については、初めに小濱証人、次に金城証人の順で、個別に行う予定としております。

休憩いたします。

(休憩中に、委員長から証人が担当者レベル、主査以下の場合については、写真及び動画の撮影は冒頭の頭撮りのみである旨の説明があり、テレビカメラ等の退室を求めた。)

○座波一委員長 再開いたします。

小濱史人証人におかれましては、本日、御多忙のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本委員会の調査のため、御協力のほどお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。

これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができます。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族、もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷または祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、職務上知り得た事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。

以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨の申し出をお願いいたします。

それ以外に証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金に処せられることとなっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないこととなっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができますこととなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときは、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の拘禁刑に処されることとなっております。

以上のことについて、御承知おきください。

それでは、法律の定めるところにより、証人に宣誓を求めます。

傍聴者を含む、全ての皆様の御起立を願います。

(全員起立)

○座波一委員長 小濱史人証人、宣誓書の朗読をお願いします。

○小濱史人証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和7年11月4日、小濱史人。

○座波一委員長 証人は宣誓書に署名捺印願います。ほかの皆様も、どうぞ御着席ください。

(証人、宣誓書に署名捺印)

○座波一委員長 この際、証人に申し上げます。

証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、また、御発言の際には、その都度、委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

なお、各委員に申し上げます。

本日は、ワシントン駐在問題について証人より証言を求めるものでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いいたします。

また、委員の発言につきましては、証人の人権に御留意されるよう要望いたします。

次に、尋問の方法について、休憩中に改めて確認いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、尋問の方法等について、また、新垣淑豊委員から徳田将仁委員に、大浜一郎委員から仲里全孝委員に持ち時間の全てを譲渡することが確認された。)

○座波一委員長 再開いたします。

これより小濱証人から証言を求めます。

最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から尋問を行うことにいたします。

まず、あなたは小濱史人さんですか。

○小濱史人証人 はい。

○座波一委員長 職業、生年月日をお述べください。

○小濱史人証人 沖縄県庁の職員でございます。生年月日は1984年4月8日生まれでございます。

○座波一委員長 ありがとうございます。

それでは、尋問順序に従って、各委員からの尋問を行います。
徳田将仁委員。

○徳田将仁委員 小濱さん、本日はよろしくお願いたします。

数点確認したいのですが、この本事業の起案の作成ですね、小濱さんお一人で行ったのですか。

○小濱史人証人 今、お伺いしている起案についてですが、予算執行伺い及び負担行為は、私のほうで起案しております。

○徳田将仁委員 本事業の起案を作成するように、最初に小濱さんに指示をしたのはどなたですか。

○小濱史人証人 私が平成27年度——平成26年度の後半だと思いますが、私が突如担当になりましたので、それを受けて起案をしたということです。

指示というのは、その事務分掌上、私が担当ですので上司からの指示があったというふうに思います。

○徳田将仁委員 その引継ぎを行う、どなたから引継ぎを受けたのですか。

○小濱史人証人 引継ぎを受けたというか、年度途中から私が担当になりました。

○徳田将仁委員 では、上司はどなただったのですか。

○小濱史人証人 平成26年度は、下の名前は忘れたのですが、池田課長。平成27年度は中田課長でございます。

○徳田将仁委員 じゃ、小濱さんは、いわゆる池田課長と中田課長の指示でこの起案を作成したということよろしいですか。

○小濱史人証人 はい、そうだと思います。

○徳田将仁委員 その際、法人を設立することを前提として説明があったのか、それとも通常の業務委託として受け止めていたのか、小濱さんからしたら当時の状況を具体的に教えていただきたいと思います。

○小濱史人証人 起案当時、その法人の設立ということにはなかったと思います。事業を進めていく中で、そういう話は出てきたと思うのですが、その起案時はなかったと思います。

○徳田将仁委員 小濱さんとしては、そういう法人の意図というものも全く知らずに、業務作業をしていたということによろしいですか。

○小濱史人証人 はい、そのとおりです。

○徳田将仁委員 当時の上司からの指示内容を裏付けるようなメモとか、フォルダ、メールの記録はありますか。口頭で指示を受けていたとか、どちらでも……。

○小濱史人証人 予算執行するに当たって、今回公募という形で企画提案のコンペをしておりますので、その内容については上司と詰めながらやっていくものですので、その当時の細かいやり取りというのはないと思います。

○徳田将仁委員 この細かい内容を上司と詰めながらやっていたということですが、メモ一つないんですか。

○小濱史人証人 私が自発的にやったというよりは、これで公募してくれということでしたので、何か特段こちらから上げて調整するということはなかったと思います。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、徳田委員から上司からの指示等についてメールでのやり取りはあったかとの確認があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

小濱史人証人。

○小濱史人証人 メールではなかったと思います。

○徳田将仁委員 こういった場合、なぜそういったメールでのやり取りが一切ないと言っているのですか。そういったのはなぜなのか教えてください。

○小濱史人証人 やはり、課内に実際に実在というか、いらっしゃるので、それで事務処理を行うということだと思います。

○徳田将仁委員 起案時点で、法務担当とか、例えば会計管理担当とかの事前協議というのはありましたか。

○小濱史人証人 予算執行伺い時点ではなかったと思いますが、支出負担行為では、会計課のほうまで合議をするということだったと思います。規則上そうなっております。

○徳田将仁委員 事前にこれを確認しなかった理由が何かあれば教えてください。

○小濱史人証人 自ら上げたというか、もうある程度固まったものが来ていたので、そこはあまり疑うことはなく事務処理を進めたということです。

○徳田将仁委員 ある程度固まっていたものというのは、どなたからいただいたのですか。

○小濱史人証人 はっきりは分からないのですが、当時の課長か、もしかしたら山里元駐在のどちらかだったと思います。

○徳田将仁委員 ある程度固まったものというのは、文書で来たんですか。

○小濱史人証人 文書でいただいたと思います。

○徳田将仁委員 この予算要求なんですけれども、予算要求を出資金として行わずして委託として処理したと思うんですけれども、その理由を教えてくださいと思います。

○小濱史人証人 予算要求は私はやっていなくて、通常概算要求は夏ごろから始まるのですが、このワシントン駐在に関しては年度の後半だったと思いますが、予算がつき事業が始まるというふうに私は知ったところです。

○徳田将仁委員 これは誰の判断なのか分かりますか。

○小濱史人証人 誰の判断か分からないのですが、当時の知事の公約でしたので、それで予算がついたのだらうと思います。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、徳田委員から出資金ではなく委託として処理することを決めたのは誰の判断かとの確認があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

小濱史人証人。

○小濱史人証人 起案当時でそのような話はなかったと思います。

○徳田将仁委員 当時、課の中でその点に関する議論とか確認というのはなかったのですか。

○小濱史人証人 ありませんでした。

○徳田将仁委員 委託料扱いになっていると思うんですけれども、協議がないとか、後々会計管理者との話合いとかあったはずなんですけれども、その協議記録というのは残っていると思いますか。

○小濱史人証人 恐らく残っていると思います。

○徳田将仁委員 小濱さんは、そのときはその協議にいらっしゃいますか。

○小濱史人証人 いいえ、私は委託事業の担当でしたので、そういった協議には出席はしておりません。

○徳田将仁委員 その協議に参加したのは、どなたですか。

○小濱史人証人 課長を含め、課の職員が出席していると思うのですが、ちょっと詳細というか、誰が参加したかは分かりません。

○徳田将仁委員 課長を含め、ほかの職員というのはどなたですか、具体的に。

○小濱史人証人 これは断定はできませんが、例えば金城班長とかは出席している可能性は高いと思います。

○徳田将仁委員 この委託と出資の違いを判断するというのは、小濱さんから見てどなたが判断できる立場にいるのですか。起案者ですよ。

○小濱史人証人 こういうどの科目で支出すべきかというのは、班長、課長なり相談しながら、訂正すると思います。ですので、班長か課長か、当然ほかの会計の意見を聞いたり、財政課の意見を聞いたりしながら進めるものだと思います。

○徳田将仁委員 この出資金、委託金の問題で、今回はこれだけ大きな問題になってきていると思うのですよ。このリスクをそのとき誰も指摘しなかったんですよ、当時はですね。この体制上の問題があったと思うのですが、その点ではどう考えていますか。

○小濱史人証人 確かに今あった体制の問題はあったと思います。

4月当時とそれ以降で組織再編等ございましたので、かなり少ない職員で対応せざるを得ないという意味では、体制の不足もあったと思います。

○徳田将仁委員 この文書作成に当たってですね、班長以外に、今言った課長とか副参事、統括監、公室長などの上位職からの直接の指示や修正というのはありましたか。

○小濱史人証人 直接的な体裁程度の修正はあるかもしれませんが、大幅な中身の変更とか追加なり削除なり、そういったのはなかったと思います。

○徳田将仁委員 今のは大きくはないけれど、小さくはあったということでしょうか。

○小濱史人証人 はい、それはあったと思います。

○徳田将仁委員 それはどういったものですか。

○小濱史人証人 何か中身に関わるようなことではなくて、てにをはだったり、そういう内容に関わらない、体裁的なものが多いとは思いますが、そういうのはあったとは思いますが。

○徳田将仁委員 班長さんは、もしかしたらそういった指示を受けていると思いますか。

○小濱史人証人 私が起案の担当ですので、班長だけに言うとか、そういうことはちょっと考えにくいと思います。

○徳田将仁委員 そういったやり取り、こういうところを直してくださいとかいう書類、データ等になるんですけども、そういったものはありますか。残っていますか。

○小濱史人証人 直接、紙に朱書きなりして、また修正するということが多かったので、もしかしたらその不要なものは削除している、廃棄しているかもしれませんが。残しているかどうかちょっと覚えていません。残っているかは分かりません。

○徳田将仁委員 この案件は、やはり政策判断に関わるものが大きいのかなと思うのですが、小濱さんはそういったものをどういうふうにごなたと相談とかをされていたのですか。

○小濱史人証人 私が事業を進めていくというよりは、ワシントン駐在を中心に進めていましたので、特段何か相談するというようなことはなかったと思

ます。

○徳田将仁委員 起案文書を作成する際、ワシントン駐在の平安山所長、山里副所長との打ち合わせやメールなどでの具体的な連絡というのはありましたか。

○小濱史人証人 駐在活动報告というような内容で、定期的にメールであったと思います。

○徳田将仁委員 この資料は、残っていますか。

○小濱史人証人 残っていると思います。

○徳田将仁委員 起案の段階で、仕様書の内容を委託先候補であったワシントンコア社側に相談したということはあるのですか。

○小濱史人証人 いや、ありません。

○徳田将仁委員 では、事業自体が複雑なスキームになっているんですけども、このスキームを作成したのは誰ですか。

○小濱史人証人 このスキームを作成したというか、委託料をワシントンコア社に支払ったということです。

通常の委託事業、委託契約と同じように契約先に事業を執行してもらい、最後に精算したということでございます。

○徳田将仁委員 このスキーム、委託先として、委託の内容も知らずに、ただ委託として投げただけですか。

○小濱史人証人 後々出てくる法人のこととかは、当時は知らなかったもので、そこまで内容は確認はしておりませんでした。

○徳田将仁委員 仕様書案を出すときに、どの段階で誰が承認したのか聞きたいのですが、こういったこの文書の回覧経路というのになっているのか教えてください。

○小濱史人証人 予算執行伺いのことで申しますと、私からスタートして、次の職員、ラインというか職員がいて、次に班長がいて、課長がいて統括監までだと思います、このラインだと思います。

○徳田将仁委員 こういった海外での事業ですので、この仕様書作成時に第三者のチェックというのは受けましたか。

○小濱史人証人 いいえ、受けておりません。

○徳田将仁委員 これを受けていない理由を説明してください。

○小濱史人証人 そのような発想がなかったからかもしれません。なかったと思います、その当時は。

○徳田将仁委員 時間がないですので、後任への担当者に引継ぎはどのように行ったのかお聞きしたいのですが、文書による引継ぎだったのか口頭だったのか、どういった引継ぎをしましたか。

○小濱史人証人 通常、引継書を作成して、引継書のほかにドッチファイル等の資料がありますので、それを引き継いだと思います。通常毎年やっていることですので、そのようにやっていると思います。

○徳田将仁委員 その際に注意点とか、問題意識というのは共有しましたか。

○小濱史人証人 恐らくなんですが、精算の処理が多分その時点ではまだだと思いますので、精算の処理については未処理として引き継いだと思います。

○徳田将仁委員 この引継ぎ後に、この事業の整合性の確認、いわゆるこの業務の棚卸しというのは行われたかどうか把握していますか。

○小濱史人証人 異動後は県議会での質疑だったり、新聞とかに載っておりましたので把握はしております。

○座波一委員長 次に、玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員 すみません、よろしくお願ひいたします。お忙しい中ありがとうございます。

僕から何点かなんですけれども、まず小濱さん、当時起案の担当になったということなのですから、地域安全政策課に来る前にも、例えば起案とかというのを経験したことがありましたか。

○小濱史人証人 採用が地域安全政策課なので、ありません。

○玉城健一郎委員 結構、入庁して間もないころに担当になって、そういう状況の中で起案してきたということでしょうか。

○小濱史人証人 はい、そのとおりでございます。

○玉城健一郎委員 当時、いろいろ組織の再編等があって、マンパワー的にも大変だったというふうに振り返っていましたが、具体的にどういったところが大変だったか覚えていますか。

○小濱史人証人 確か、私が課長の直属になるみたいな、ちょっといびつな形だったのは覚えておりますし、ほかの方からも言われたことなので、それは記憶しております。

○玉城健一郎委員 こういった組織の再編とかがいろいろ動いている状況の中で、知事が訪米するという状況が出てきたと思いますけれども、当時を振り返ってですが、組織のマンパワーとかもいろいろと大変な状況の中で、知事が訪米するというものが出てきたときに、担当課はどのような状況だったのでしょうか。結構ぱたぱたして、ずっと調整で追われていたのか、その辺りお願いします。

○小濱史人証人 訪米については、当時の地域安全政策課がどの程度関わっていたかは覚えていないのですが、基地対策課と一緒にやっていたと思います。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。分かりました。

今回、このワシントン事務所の百条委員会が開かれています、初期の事務手続だったりとか、決裁文書がないというところが大きな問題として、今回つ

くられました。当時、決裁文書が作られなかったりとか、こういった事務手続が不備だったものというのは、どういったところに一因があったと、もし振り返ってみて分かっているならばお願いいたします。分からなければ結構です。

○小濱史人証人 なぜないか、その原因についてはちょっと私では分かりません。

○玉城健一郎委員 分かりました。ありがとうございます。

最後に確認させてください。予算の執行伺いに関してなんですけれども、小濱さんが起案しますよね、そうしたら、まず最初は上司からこういうものを起案してくれと言われた後に起案して、上司が確認して決裁が下りるという流れでよろしいでしょうか。

○小濱史人証人 通常ですと、上司から何かやってくれというよりは、下からどんどん上に諮っていくというような流れでございますが、ワシントン駐在の事業に関しては、ちょっと違う流れが多かったのではないかと思います。

○玉城健一郎委員 当時の知事の公約であったりというところがあって、ボトムアップというよりも上から来るような形であったかもしれませんね。分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○座波一委員長 次に、高橋真委員。

○高橋真委員 小濱さんにお伺いいたします。これまでの証言を通じて法人設立に関する意思決定の起案文書が存在しないことが明らかとなっております。

その中で、この法人設立について、小濱さん御自身いつ知ることとなりましたか、お伺いいたします。

○小濱史人証人 平成27年度中のいつ時点かはっきりとは覚えていませんが、年度中には法人設立ということは共有が図られました。

○高橋真委員 では、法人設立というのが、課内で共有が図られたわけですが、そういった報告とか、様々なやり取りというのはあったものなのでしょうか、お伺いいたします。

○小濱史人証人 当時ビザの問題とかF A R Aの問題で、なかなか駐在活動ができないということから、その法人の話もあったと思います。

○高橋真委員 具体的に起案が必要だと知ったのはいつでしょうか、お伺いいたします。

○小濱史人証人 具体的に法人設立の手続が必要だったということは、最近知りました。

○高橋真委員 最近と言うといつ頃でしょうか、お伺いいたします。

○小濱史人証人 この百条委員会に出頭を命じられて、過去の資料を読んで最近知りました。

○高橋真委員 どういう流れでそうなったと御理解なされていますか、お伺いいたします。

○小濱史人証人 このワシントン事務所というのが、手続をしていないということで県に属していないものであると。ですので、その手続が必要だという理解をしております。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、高橋委員から平成27年当時の認識はどうだったのかとの確認があった。)

○座波一委員長 再開いたします。
小濱史人証人。

○小濱史人証人 その地域安全政策課に所属していた当時は、私は設立の起案が必要だったということは知りませんでした。

○高橋真委員 その際、上司とか様々な方から、御相談とか報告とか指示はありましたでしょうか、お伺いいたします。

○小濱史人証人 そのような指示は、一切ありませんでした。

○高橋真委員 ということは、情報の共有がなかったということで理解をしてもよろしいでしょうか、お伺いいたします。

○小濱史人証人 それはあると思います。情報量の違いはあったとは思いますが。

○高橋真委員 実務担当者として、違和感を覚えた場面はありませんでしたでしょうか、お伺いいたします。

○小濱史人証人 当時、入庁間もなかったものですから、ある程度こんなものかと思いつつやっていた部分が大いにあります。

○高橋真委員 ということは、その業務に対して、上司の指示なり監督なりが具体的にはなかったと理解してよろしいでしょうか、お伺いいたします。

○小濱史人証人 何か直接的な指導とか、そういうのはなかったもので、足りなかったかもしれません。

○高橋真委員 では、今回法人という存在を知っておりました。では、どの段階で意思決定がされたと御認識でしょうか、お伺いいたします。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、高橋委員から法人の設立について、どの段階で意思が決定されたか認識していたのか確認があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

小濱史人証人。

○小濱史人証人 これは当時問題になっていたビザとかFARAの問題ですので、その解消のために設立が決定されたんだろうと思います。

どの時点かまでは、私では分かりかねます。

○高橋真委員 確認であります。法人設立の際は出資をして起案をすべきという認識は当時はなかったということですね、お伺いたします。

○小濱史人証人 当時は、ありませんでした。

○高橋真委員 確認であります。それは新人だから起案のやり方が分からなかった、もしくは上司の指示がなかった、そういう理由ですか、お伺いたします。

○小濱史人証人 新人だったというのものもあるかもしれませんが、それよりも上司の指示があれば、気がついたかもしれません。

○高橋真委員 分かりました。

では、今回はこの起案と承認のルートの不明確さが、本当に浮き彫りに出ていると考えております。実際に、先ほど言及がありましたが、当時の体制でも報告しにくい相談しにくい雰囲気はあったのでしょうか、お伺いたします。

○小濱史人証人 風通しが悪いとか、課内ではそういうことはなかったと思いますが、ワシントン駐在とはあまり意思疎通は図られていなかった気はします。

○高橋真委員 正直な感想だと思います。

意思疎通が図られていなかったと実感する具体的な事例というのは、何かありますか、お伺いたします。

○小濱史人証人 当時の課長が、ワシントン駐在は実際にどういった活動をしているか、これは議会にも報告しないといけないので知りたいということで、駐在活動の報告書を出させなさいと、そんなことを言っていたと思います。それから定期的な報告が上がってきたので、それがなかったら、もしかしたら活動報告自体もちょっと不定期に、あちらからは情報が来なかったかもしれません。

○高橋真委員 これは、県側から活動報告を求めて報告を受けて実態を知るといような実情があったということですか、お伺いたします。

○小濱史人証人 はい、そのとおりです。

○高橋真委員 では、一義的には、先方から主体的な報告義務が課せられていないのか、もしくは報告がないことが非常にコミュニケーションが取りづらいというふうに感じていたという、県庁側の当時の担当者としての思いですか、お伺いいたします。事実としてお伺いします。

○小濱史人証人 平安山所長からは、直接いろんな報告は知事のほうに上がっていると聞いていたので、その内容と我々が把握していた、その紙で来る内容が一致していたかは分かりませんが、ある程度報告はそういう形では来ていました。必ずしもゼロというわけではなくて、平安山所長は平安山所長で、活動全体の報告は、全体にというような住み分けがあったかもしれません。

○高橋真委員 では、今回ですけれど、部分的な業務の判断というか、委託事業の中で結果的に法人設立に関与したという構図になってしまうのですね。担当者として、その点については、どこを改善していくことが重要だと今感じますか、お伺いいたします。

○小濱史人証人 駐在活动に関しては、かなり準備期間が短かったので、そのようなことが起こったと思います。もう少し入念に準備をしていれば、起こらなかった事案だろうと思います。

○座波一委員長 次に、仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 小濱さん、お疲れさまです。

決裁文書の様式や起案経路に法人設立の記載をする必要性は感じなかったですか。

○小濱史人証人 当時は、感じませんでした。

○仲里全孝委員 法人設立は、いつ行われたのですか。

○小濱史人証人 平成27年度の訪米の前後だったと思います、知事訪米の前後だったと思います。

○仲里全孝委員 これをいつ知ったのですか。

○小濱史人証人 年度の途中だったと思いますが、課長からそういう報告がありました。

○仲里全孝委員 文書は確認しましたか、法人の。

○小濱史人証人 これは口頭で行われたと思います。

○仲里全孝委員 この法人の設立の決定は、どなたが行ったのですか。誰が設置したのですか。

○小濱史人証人 法人設立の意思決定者は、どなたかかは分かりません。

○仲里全孝委員 どのように行われたと思いますか。

○小濱史人証人 どのように行われたかということなのですが、意思確認しながら決定されたものだと思います。

○仲里全孝委員 法人にいろいろ種類がありますが、どのような法人を設立されたのですか。

○小濱史人証人 これは後ほど——後ほどと言うか最近明るみになったことですが、株式会社という法人が設立されております。

○仲里全孝委員 ビザの取得について確認します。ビザの取得を行われたと思いますけれども、どのような経緯でビザを取得されましたか。

○小濱史人証人 ビザ取得について、私はどのように行われたかは分かりません。

○仲里全孝委員 誰でも一般的に渡航する場合には、例えばESTAとかビザがないと渡航できないんだけど、どういったビザだったのですか。

○小濱史人証人 ワシントンに駐在できるビザだと思います。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲里委員から最初の渡航時はどういったビザだったのか確認があった。)

○座波一委員長 再開いたします。
小濱史人証人。

○小濱史人証人 通常、旅行者、一般的な観光であれば、観光のビザが下りると思います。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲里委員から2人の駐在は具体的にどういうビザだったのか確認があった。)

○座波一委員長 再開いたします。
小濱史人証人。

○小濱史人証人 お二方がどういうビザで入国されたか分かりませんが、もし、すぐ取れるビザだったら、観光ビザが発給され取得したと思います。

○仲里全孝委員 それはエスタのビザということですか。

○小濱史人証人 エスタのビザというか、期限が短いビザというんでしょうか、その向こうの滞在目的に即したビザが取られたものだと思います。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲里委員から当初のビザは具体的には何か確認があった。)

○座波一委員長 再開いたします。
小濱史人証人。

○小濱史人証人 恐らくとしか申し上げられませんが、観光ビザで行ったかもしれません。

○仲里全孝委員 確認されたことがありますか。

○小濱史人証人 いえ、どのビザを取ったかというのは、確認はしておりません。

○仲里全孝委員 就労ビザを取らないと向こうでいろんな活動ができないと思うんですけども、それは確認を取りましたか。

○小濱史人証人 ビザが取れない、取りにくいというのは報告を受けていたので分かりますが、具体的に誰にどのビザを、どの駐在の方がどのビザを取得したということまでは、ちょっと記憶にありません。

○仲里全孝委員 小濱さん、本人で申請されましたか。

○小濱史人証人 いいえ、私は申請しておりません。

○仲里全孝委員 誰が申請したんですか、当時の。

○小濱史人証人 これは駐在、御本人で申請しているものだと思います。すみません、分かりません。

○仲里全孝委員 確認はしたことありますか。

○小濱史人証人 ビザ取得できないという報告があったので、どのビザを取っているとか、誰が申請したんだということは確認をしておりません。

○仲里全孝委員 法人等の従事許可を取らずにビザを取得しているのは、違和感なかったですか。

○小濱史人証人 当時はそのような違和感は抱きませんでした。

○仲里全孝委員 通常渡航する場合に、従事許可を取って、向こうで滞在活動すると思うんですけども、違和感なかったですか。

○小濱史人証人 はい、違和感は抱きませんでした。

○仲里全孝委員 公務員法に抵触するとは、思わなかったですか。

○小濱史人証人 個別具体的な法律に違反するという認識はありませんでした。

○仲里全孝委員 F A R Aの登録をされたと思うのですが、内容を教えてください。どのように取ったのですか。

○小濱史人証人 駐在活動の範囲のことだと思うのですが、どういった経緯で登録されたかまでは分かりません。

○仲里全孝委員 書類は確認したことありますか。

○小濱史人証人 F A R A登録をしたというような報告はあったと思うのですが、その申請に必要な関連の書類とか、そういうものは見ておりません。結果しか分かりません。

○仲里全孝委員 駐在本人は自分達がF A R A登録済みというふうに認識されていたか。

○小濱史人証人 F A R Aに登録したという報告があった記憶があるので、御本人達は知っていると思います。

○仲里全孝委員 なぜこの申請書類を確認しなかったのですか。

○小濱史人証人 F A R Aの登録を目的にしていたので、その過程は特には確認はしませんでした。

○仲里全孝委員 どのように、このF A R A登録を申請して許可が下りたのですか。

○小濱史人証人 すみません、そこまでは分かりません。

○仲里全孝委員 交付金の流れについて、何点か確認させてください。

先ほど株式会社というふうに答弁がありましたけれども、出資と収入があるとされていますが、その資金の流れに関しては、どのように行っていましたか。

○小濱史人証人 資金の流れを確認をしたことはありませんが、沖縄県庁側からワシントンコアに委託料をお支払いしたことはあります。

○仲里全孝委員 先ほど株式会社というふうにはありましたが、株式会社のお金の出入りはありましたか。

○小濱史人証人 ワシントン事務所のそのお金の出入りまでは、把握はしておりません。

○仲里全孝委員 この株式会社の設置、当初株式会社の存在は、財産として沖縄県のものでしょうか。

○小濱史人証人 株式会社の株券のお話ですと、沖縄県の財産になると思います。

○仲里全孝委員 株券発行されているのに、これまで株式会社が設立されていることを把握できなかったのですか。

○小濱史人証人 実際にこの株券を見たことはありませんので、株式会社という認識はありません。

○仲里全孝委員 小濱さんはいつ知ったのですか、株券の存在は。

○小濱史人証人 これも最近知りました。

○仲里全孝委員 事務所設立に関してすね、法人をどのように設置したのですか。

○小濱史人証人 これもちょっとどういう経緯でどのような手続で設立されたかまでは分かりませんが、設立しましたというふうな情報はあったと思います。

○仲里全孝委員 登記簿謄本らしきものが、今表れているのですが、そこにはダニエル・S・クラカワーさんの名前があります。それをいつ知ったのですか。

○小濱史人証人 委託契約の中で、弁護士の方に再委託をして、アメリカ、ワシントンで活動できるようにその法律を重視しながら、活動していたと思います。その方がいつ設立したとか、そういったことは分かりません。

○仲里全孝委員 ダニエル・S・クラカワーさんが明記されているのは、いつ知ったのですか。

○小濱史人証人 これも最近の報告書を一旦全部目を通したので、それで知りました。

○仲里全孝委員 最近とは、いつ知ったのですか。

○小濱史人証人 先々週とかそれぐらいだったと思います。

○仲里全孝委員 株式会社の金の出入りがあるというふうに聞いたのですけれど、その支払いの会計の責任者は誰だったのですか。

○小濱史人証人 会計の責任者が誰かは、すみません、分かりません。

○仲里全孝委員 小濱さんは向こうで、公金の出入りにどのように関わっていましたか。

○小濱史人証人 私が行ったのは、委託契約先であるワシントンコア社に委託料をお支払いしたということでございます。

○仲里全孝委員 今、委託料を支払いしたという答弁がありますがけれども、それは、一旦株式会社に入って、それから支払いされているんですか。どのようにされているんですか。支払いの内容を教えてください。

○小濱史人証人 直接ワシントンコア社にお支払いしております。

○仲里全孝委員 どのように県から受け取って、どのように支払いしているん

ですか、このルートを教えてください。

○小濱史人証人 沖縄県の出納の口座から直接、ワシントンコア社の口座に行くものだと理解しております。

○仲里全孝委員 その流れを教えてください。これ沖縄県からどのようにアメリカの銀行に——どのようにどういった経緯で皆さんのほうに届いていたんですか。

○小濱史人証人 ワシントンコア社にお支払いしているので、直接お支払いしているものだと思います。

○仲里全孝委員 銀行に口座を設置されてはいましたか。

○小濱史人証人 沖縄県の会計の口座からワシントンコア社の法人の口座に直接振り込まれているものだと思います。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲里委員から答弁内容についての確認があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

小濱史人証人。

○小濱史人証人 沖縄県の口座からワシントンコア社の法人の口座にお支払いしたということです。

○仲里全孝委員 小濱さんの関わりを教えてください。沖縄県からワシントンコア社に振り込みに関して小濱さんの役割を教えてください。

○小濱史人証人 支払いの事務処理をしました。

○仲里全孝委員 決裁は誰が行ったのですか。

○小濱史人証人 恐らく統括監だったと思います。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲里委員から答弁内容についての確認があった。)

○座波一委員長 再開いたします。
仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 決裁は誰が行ったんですか。

○小濱史人証人 支出命令の決裁は、統括監で受けたと思います。

○仲里全孝委員 現地での決裁は、誰が行ったんですか。

○小濱史人証人 現地の処理については、決裁は誰が行ったかは分かりません。

○仲里全孝委員 一切関わっていないということですか。

○小濱史人証人 関わっていないというか、その事業担当として委託料を支払うので、支払い処理を済ませた、起案をしたということです。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、小濱証人から統括監の決裁を得てワシントンコア社の法人口座に県から支払ったとの説明があった。)

○座波一委員長 再開いたします。
仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 この法人の口座は、誰が管理していましたか。

○小濱史人証人 委託先のワシントンコア社の口座を誰が管理していたかは、分かりません。

○仲里全孝委員 支払い方法なんですけどね、小濱さん。これ統括監が決裁を

受けて、小濱さんがこれを先ほど現地で決裁を受けたと言うんですけれども、それ具体的に教えてくれないですか。

○小濱史人証人 委託料をワシントンコア社にお支払いしているので、委託先がどういった手続を取っているかは分かりません。

○仲里全孝委員 最後に小濱さん、今回ですね、身分、ビザの取得の方法、法人設立、これ今小濱さんが、この一連の問題点を最近理解、把握をしてどういった思いですか。

○小濱史人証人 いろいろな不備があって御指摘をいろいろなところから受けていて、不手際があったということは大変残念なことではあります。私も起案の担当者としてそう思っておりますが、ただかなり短い期間で駐在の設置まで至ったということについては、そういう苦勞した部分もありますし、県職員の誰かがそういう背信的な行為だったり、そういう何か違法行為に手を染めたみたいなの、そういったことは一切なかったとは思いますが。

○仲里全孝委員 小濱さん、今不手際の話がありましたけれども、どういった不手際があったんですか。

○小濱史人証人 それは法人設立の手続とか、身分の話とか、全体を詳細に把握しているわけではありませんが、そういった不手際があったと理解しております。

○仲里全孝委員 小濱さん、これ小濱さんの上層部は、一連のこのやり取りは全部把握されていましたか。

○小濱史人証人 ある程度は把握していたと思います。

○仲里全孝委員 委員長、以上です。

○座波一委員長 次に、新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 小濱さん、よろしくお願ひいたします。

それでは小濱さん、平成27年から28年までの起案担当者、そして支出負担行

為の担当者ということで、この件についてお聞きしますのでよろしく願いいたします。

この契約ですね、委託契約の業務内容として教えていただきたいんですけども、よろしく願いいたします。2つあると思うんですけども。

○小濱史人証人 この委託契約の業務内容、契約の手続の話でしょうか。

○新垣光栄委員 事務所の設置支援に関する事とか大きな項目が。

○小濱史人証人 委託契約の中身で言いますと、駐在活动支援の事業がメインだったと思います。

○新垣光栄委員 この委託業務の内容を調べてみると、事務所の設置の支援に関する事、そして事務所の運営支援に関する事を委託したと。その中でですね、資金の流れなんですけども、私は本来そこに資金の担当、ちゃんと出納する係が必要ではなかったかなと思っております。そうするとこの委託業務が、しっかり支援の部分と活動費がはっきり分かれたと思うんですけど、どうでしょうか。

○小濱史人証人 御指摘のとおりだと思います。

○新垣光栄委員 その中でですね、この支援業務の向こうでの出納の部分を全部委託料に含めたわけですよ。その件に関してはどういうふうな思いがありますか。

○小濱史人証人 ワシントン駐在委託については、そのスピード感を持ってやらないといけないということで、そこまで認識がされなかったということがあると思います。

○新垣光栄委員 先ほどから、そういう委託状況の中で迅速にやらないといけないということで、チェックに不備があったということで、その中で先ほどから、今質疑されている委託料の支払い条件というのがやはり2回に分けてとかですね、一括で支払うとかですね、そういう条件を聞かせてもらいたいですけど。

○小濱史人証人 委託料のお支払いに条件を付することはあまりないと思うんですが、通常は概算払いを行って、最後に精算をするという処理が多いと思います。

○新垣光栄委員 最初に概算で支払いをして、それから精算払いをして、残った部分を戻してもらおうということによろしいでしょうか。

○小濱史人証人 そのとおりです。

○新垣光栄委員 そういうことで、この委託に関しては私は何の問題もなく行われたと思うんですけども。ただ、皆様が時間がない中でですね、最小の経費で最大の効果を出すために出納係を置かなかった、そこに委託料に含めてしまったというのが、これが長年チェックされないまま続いてきての最初の食い違いかなと思っているんですけども、その辺での認識はどうでしょうか。

○小濱史人証人 今おっしゃられた御指摘のとおりだと思います。

○新垣光栄委員 以上です。

○座波一委員長 次に、大田守委員。

○大田守委員 よろしく願いいたします。

起案者と承認者はどちらなんでしょうか、確実に分かっている方は。

○小濱史人証人 起案者は、私。

○大田守委員 小濱さんですね。承認者は。

○小濱史人証人 決裁者は統括監だと思います。

○大田守委員 最終的に知事が承認ということによろしいですね。

○小濱史人証人 通常予算を執行するに当たっては、決裁権者は規則にのっとって決まっておりますので、ワシントン駐在に関しては、決裁権者は予算執行伺いの決裁権者である統括監ということでございます。

○大田守委員 当時の担当副知事が、これは知事の政策的な問題だから大まかなものは知事がやっているんでしょと。

しかし、細かなものは担当職員がやっているはずだというお話がございました。そうなりますと、やはり小濱さんとかがその職員という形になりますので、先ほど概算要求をやりましたよね。後で精算でやるという形でやっておりますけれども、そのときは全ての領収書はこの県のほうに来ているんですか。

○小濱史人証人 領収書も取り寄せてチェックするので、そのような処理がされていると思います。

○大田守委員 そういった中で、駐在職員の給与等もどのような形でされますか。

○小濱史人証人 ワシントン駐在の委託事業に駐在の給与はありませんので、給与はまた別の通常の職員としての処理がなされているものだと思います。

○大田守委員 そうなりますと、駐在員は県庁職員という形になりますよね。小濱さんのほうで決裁とかいろいろ来たときに、駐在員が法人の社員という形になっていると。それはどこかで気づきませんでした。

○小濱史人証人 いえ、沖縄県職員という認識しかなくて、どこかに勤めているという認識はありませんでした。

○大田守委員 あのしかし、ちょっとおかしいですよ。ワシントンコア社に委託金をやる。もうその委託金が、ワシントンDC社にいつているというのは御存じですよ、出資金も含めて。コア社の出資金も含めてとなつてきますと、コア社がなぜ100万円の出資金でもってDC社をつくったのか、そういったところは県のほうはどのような形で知りましたか。

○小濱史人証人 出資金の話があつたのは最近知ったんですが、このワシントン事務所に雇用されている駐在という形では認識はしておりませんでした、当時は。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、大田委員から出資金はコア社か県のどちらから出ているかの確認があり、小濱証人からは検証委員会等の報告書を見て知ったとの説明があった。)

○座波一委員長 再開いたします。
大田守委員。

○大田守委員 そこがちょっと腑に落ちないんですよね。その委託料は7000万、8000万、いろいろ当初の手續と違うと思うんですが、これちゃんと支払っていると。でも出資金は、小濱さんのほうで予算執行伺いを出したことはないんですか。

○小濱史人証人 出資金という科目で予算を執行はしておりません。全部委託料だったと思います。

○大田守委員 そうであれば、このワシントンDC社、法人はね、どなたが出資して設立したんでしょう。そこは起案者でも分からない、担当職員でも分からない、もっと上のほうですか。

○小濱史人証人 誰が知り得たかまでは、ちょっと私では分かりません。

○大田守委員 そこは主事ですよ、主事の段階で分からなければ、その上の段階で課長クラスなのか、それとも統括監まで行くのか。その点は小濱さんの推察でよろしいと思いますけれども、どうなのでしょう。

○小濱史人証人 課長以上であれば、そういう話はもしかしたら直接ワシントンからあったかもしれません。

○大田守委員 でも小濱さんは、このワシントン事務所、あとコア社に対する支払いの精算ね、それとも含めてやられているわけですよ。ただこの1000ドルの出資金に関しては、全く触っていないということではよろしいでしょうか。

○小濱史人証人 その出資金の精算の手續までは、私がやっていないので分かりません。

○大田守委員 以上です。

○座波一委員長 次に、西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 小濱さん、よろしくお願いします。

先ほど、ワシントン駐在に関するいろんな委託の決裁は、通常の流れと違うという話がありました。何がどのように違ったと感じたのか教えてください。

○小濱史人証人 決裁の流れが違うというよりかは、その事業の組立てが違うという意味で申し上げました。通常は各事業の担当が概算要求するために夏ごろから動くわけですが、財政課なりいろんな各課と調整しながら積み上げていくものでございますが、ワシントン駐在に関しては年度の後半、年度末だったと思いますが、そこで新年度にやるということで事業がスタートしたという意味で、少し違うというふうに申し上げました。

○西銘啓史郎委員 参考人招致で元副知事が、これも知事の政治的決断だからという話を何度かされていたんですね。ですから今おっしゃるように、その政治的な決断のものを行政の人がやろうとしたときに、多分無理があったのだろうと私は推察するんですね。起案の担当者なのであれですけど、ちょっと確認しますが、カウンターパート、現地の当時の副所長とは、小濱さんは頻繁に連絡を取り合ったという理解でいいですか。

○小濱史人証人 直接、何か私個人に対して山里さんから連絡があったというのはあまりなかったと思うんですけど、駐在活動報告というのはメールで課の職員、課長を含め全体には共有しておりましたので、連絡は取っていたというか、そういう意思疎通はありました。

○西銘啓史郎委員 ワシントンコア社との窓口は当時の平安山所長だったり、山里さんであったり、いろんな交渉をして、その結果を起案担当者のほうにフィードバックされたというふうに理解しています。その中身を見て委託支払いの決裁を起案をしたと思うんですけど、そのやり取りがないまま支払いの起案ってできるもんなんではないでしょうか。

○小濱史人証人 ワシントン駐在を置くというのはもう公約で決まっております

したので、そこは特に何か疑う者はいなかったと思います。支払いについては、領収書などを確認しながら行われていくものだと思います。

○西銘啓史郎委員 また、先ほど出た弁護士事務所への再委託が、27年の4月1日に承認申請が上がって、同日に知事が社長宛てに承認しているんですけど、この辺の経緯は担当として把握してましたか。

○小濱史人証人 いえ、私は把握しておりませんでした。

○西銘啓史郎委員 となると、誰が把握をして誰が公印を押したかと、どう思いますか。知事の公印は押されているんですよ。

○小濱史人証人 どなたであったかまでは分かりません。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、質問内容についての確認があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 再委託を申請者がやって承認したのは沖縄県の本庁なのか、それともワシントン事務所だったのか、お答えください。

○小濱史人証人 これは本庁側でやっております。

○西銘啓史郎委員 担当は誰ですか。

○小濱史人証人 多分、私でやっております。

○西銘啓史郎委員 ということは、そういう再委託も知っていて、2015年の5月には弁護士が発起人となって株式会社が設立されて、株式を発行して、7月10日に出資金も振り込んでいると。この事実を知らなかったということですか。

○小濱史人証人 再委託先としては認定はしておりますが、その再委託先がど

ういった活動をしているかまでは把握はしておりません。

○西銘啓史郎委員 再委託の内容を把握しないで承認書を出したという理解でいいんでしょうか。

○小濱史人証人 再委託の内容を知らないというわけではなくて、ワシントン駐在が活動するためには現地の弁護士の方が必要だということでしたので、再委託先として弁護士が上がってきたと思います。

○西銘啓史郎委員 先ほどのあれですけど、発起人として設立されて、株式も発行して出資金も振り込んだという、この5、6、7月の動きは全く理解されていないし、報告も上がっていなかったと。現地の副所長からもという理解でいいですか。

○小濱史人証人 幾つか分かっていて、幾つかは分からないということですが、発起人とかいう話は分かりませんでした、法人を設立したということは報告はあったと思います。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員から幾つかではなくて、具体的に何は知っていて、何を知らないかを答えてほしいとの指摘があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

小濱史人証人。

○小濱史人証人 法人設立のことについては知っておりました。ただ、発起人が発起人ということは知りませんでした。

○西銘啓史郎委員 法人設立の法人の中身が株式であることも知らなかったということですか。

○小濱史人証人 これも分からなかったことでございます。

○西銘啓史郎委員 一番そこがポイントでね、どなたに聞いても記憶がないとか聞いていなかったとか、令和2年に当時の班長から課長に上がっても課長は見っていないと、現公室長がですよ。記憶にないということは、普通行政では私はありませんと思うんです、意図的に何かをしない限りは。ですから、そこを起案のそのときの担当なんですけども、そういった情報が起案者に来ないということは、どのように思いますか。

○小濱史人証人 委託事業担当であれば何かトラブルがあったり、何かその事業を執行するに当たって障害があったりする場合には、その担当にその委託先から連絡があったり、また自ら担当が気づいて、いろいろ改善して事業を進めていくもんですが、ワシントン駐在については、実際に駐在をし、活動している、ビザの問題、FARAの問題とかも解決に向けて動いているということがありましたので、詳細な情報はありませんでした。

○西銘啓史郎委員 ちょっと少し認識の確認ですけども、FARA登録をする場合に営利企業でなければ駄目だということがあったと思いますけれども、そういう認識はありましたでしょうか。

○小濱史人証人 これも詳細については把握しておりません。営利企業ということは把握しておりませんでした。

○西銘啓史郎委員 営利を目的としないとFARA登録ができないと私たちは理解していたんですけども、当時、小濱さんとしてはそういった細かいことまでは理解していなかったと。ただし、この今となってそういった株式会社であったこととかもろもろ含めてですね、この責任はどなたにあると考えますか。言い換えると知らなかったことで済まされることではないと思うんですけども、起案当時の27年の起案担当者としての思いと、実際には当時ばたばたした課長と2人しかいなかった、いろいろあったと思うんですけども、その辺は誰がどうすべきだというふうに思いますか。

○小濱史人証人 どなたに責任があったかというのは分からないんですが、もっとその不手際なり不備について指摘があれば、担当者としてできる限りやれたことはやったと思います。

○西銘啓史郎委員 では、もう最後にしますけども、今となって、やはり私た

ちはこの原因がどこにあったのか、再発防止も含めてしっかりやっていかなければいけないと思っているので、これからもしっかりいろんなことは確認させていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○座波一委員長 次に、比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 よろしくお願ひいたします。

小濱証人は当時、平成27年は入庁間もない主事の立場だったということで、業務としては、ワシントン駐在のこの委託業務に関する予算執行伺い、この起案文書を作成したとありました。その起案の中身は、この法人設立に関することは入っていたんでしょうか。

○小濱史人証人 法人設立については覚えておりませんが、なかったと思います。

○比嘉瑞己委員 先ほどのやり取りでは、その法人が必要だというふうに認識したのは議会でのいろんな議論があって、訪米の前後に法人設立が必要だというふうに感じたがあったんですけど、それでよろしいですか。

○小濱史人証人 年度の途中で知りました。

○比嘉瑞己委員 当時は、証人は主事という立場ですが、この法人設立が必要だと分かったときに、その意思決定に主事が関わることはあるんですか。

○小濱史人証人 事務処理を進めていく中で命じられたら、関わることはあると思います。

○比嘉瑞己委員 上司からそういう命じられるのであれば、把握することになっただろうということなんですけれど。後々、その法人が必要で設置されていくわけなんですけれども、その法人といってもいろんな形態がありますけれども、この株式会社だという認識は、いつ分かったんですか。

○小濱史人証人 株式が発行される株式会社が設立されたというのは、最近知ったところでございます。

○比嘉瑞己委員 この委員会でも当時の初代所長の平安山さんのお話を聞いていくと、米国の法律の関係上、その法人にもいろんな形態があって、インクという今回形態だったと。所長は株式会社ではなく、言わば特別法人のようなものだというふうに受け止めていたみたいなんですね。それは皆さん、課の中ではどういった受け止めだったのか、覚えていますか。

○小濱史人証人 ワシントン事務所の英語表記の末尾にインクとついているので、法人ができたという認識は課ではありました。

○比嘉瑞己委員 何らかの法人ができたことは認識はしていた。

しかし、それが株式会社であるという明確な認識というのは持てなかった、でいいんですか。

○小濱史人証人 はい、そのとおりです。

○比嘉瑞己委員 仮にこの株式会社で出資金が必要となれば、当時主事の起案担当者としては、あっこれは株式のことだと認識することができたと思いますか。

○小濱史人証人 はい、それはそこまで具体的に詳しい指示などがあれば、情報があれば理解できたと思います。

○比嘉瑞己委員 それが意思疎通がきちんとできていなくて、こういった事態になっているわけですけども、後追いでその追認やっているわけなんですけれども、本来その株式会社が当時、途中でね、やっぱりこれは必要だ、設立しなければならぬ、出資金もしなければならぬと分かった際には、どの部署で起案して、どういったルートで正式に行政として設立に持っていく流れになるんですか。

○小濱史人証人 どこが所管するかは分かりませんが、当時の地域安全政策課で主導的に主体的に動く必要はあると思います。

○比嘉瑞己委員 ただ省庁の再編もあって、地域安全政策課はなくなっていくわけですね。しかも、ワシントンの駐在とまた本庁という関係もある。どこ

が担当するののかというのがすごく曖昧だったんじゃないかなと思うんですが、その点はいかが思いますか。

○小濱史人証人 御指摘のとおり、曖昧な部分もあったと思います。

○比嘉瑞己委員 以上です。

○座波一委員長 次に、宮里洋史委員。

○宮里洋史委員 小濱さん、よろしくお願いいたします。

まず初めに、徳田委員からの質問への答弁がありました、今回の委託事業を起案するに当たってのその内容のスキームを課長か、山里さんから固まったスキームが来た、文書でもらったと答弁があったのですが、これはどなたから来たのか改めて確認と、その文書を後でいただけるのか、よろしくお願いいたします。

○小濱史人証人 スキームが来たというか、私が申し上げたいのは、企画提案書、企画の仕様書です。その仕様書を頂いて、それを参考に予算執行伺いを作成したということです。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員から誰から仕様書を受けたのか確認があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

小濱史人証人。

○小濱史人証人 多分、山里さんだったと思います。

○宮里洋史委員 平成27年に法人を設立した、そして課では共有が図られたとあるんですけれども、それは小濱さん、金城さん、課長の中田さん、統括監の池田さんは共有していたという認識でよろしいんですか。

○小濱史人証人 その認識のとおりです。

○宮里洋史委員 ちなみにその報告は課長からあったんですね。

○小濱史人証人 ありました。

○宮里洋史委員 この起案を進める中で、文書決裁の形式や契約の手續に瑕疵があると感じる場面はありませんでしたか。

○小濱史人証人 そのように認識をしたまま起案はしないので、そのような認識はありません。

○宮里洋史委員 本庁から支出された委託料が、DCオフィス社という法人を経由した資金の流れが発生していた認識はありましたか。

○小濱史人証人 いえ、当時その認識はありません。

○宮里洋史委員 これは小濱さんが3回起案しておりますけども、その3年間全てにおいてなかったということによろしいですか。

○小濱史人証人 ワシントンコア社に払っているので、その認識はありませんでした。

○宮里洋史委員 追加払込み資本、要するにコア社からDCオフィス社にお金が出ていたと、それを証明する書類はないということは過去の答弁でもありますけども、そういう資金の流れは分からなかったということによろしいですか。

○小濱史人証人 それは分かりませんでした。

○宮里洋史委員 小濱さんは起案者として、この毎年FARA報告の報告書は確認されていきましたか。

○小濱史人証人 いえ、確認しておりません。

○宮里洋史委員 起案するに当たって、ワシントン事務所を動かすためにコア社に委託するまでをやっていて、その後の報告、FARA報告の結果とかを起

案者として分からなかった理由というのは、何かあるんですか。

○小濱史人証人 そのF A R Aに基づいて報告ということでは認識しておりませんで、その活動報告という中では報告はございました。それが、そのF A R Aに基づく報告なのかが分からないです。

○宮里洋史委員 ということは、小濱さんはワシントン駐在が支出した項目で、F A R Aに登録できると思っていたということによろしいですか。

○小濱史人証人 F A R A登録に向けて弁護士とかの知恵を借りながら、F A R A登録に向けて手続を進めていたんだらうということは分かります。そう理解しております。

○宮里洋史委員 今弁護士のお話が出ました。委託料をお支払いしているだけだという答弁なんですけども、この委託料の積算の中で、弁護士業務に対してコア社積算で幾ら幾らやってやっているんです。でも最近の答弁では、通訳だから文書決裁だからとやるんですけど、でも起案の中で積算が弁護士業務、通常の総務業務とかって分かれて積算したことのスキームは、小濱さんはタッチしていますか。

○小濱史人証人 私がいたときはそういった区分で処理はしていないと思います。再委託先として、全て委託料でお支払いしていたと思います。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員から答弁内容について確認があった。)

○座波一委員長 再開いたします。
宮里洋史委員。

○宮里洋史委員 この積算は、小濱さんは触ってないんですか。

○小濱史人証人 この積算というのは、その当時、起案当時の積算のことをおっしゃっていますか。私は積算には携わってはおりません。

○宮里洋史委員 では積算はどなたが行ったのですか。

○小濱史人証人 予算要求をするに当たって積算をするんですが、それは誰がやったかは分かりませんが、ちょっと、その課の中で行われたことだと思います。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員から答弁内容について確認があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

宮里洋史委員。

○宮里洋史委員 それでは小濱さんは積算が幾ら、予算の中身や内訳について把握というか担当していないということと、それに伴う非弁行為かどうかという判断も、当時全くなかったということによろしいですか、3年間。

○小濱史人証人 はい、私は分かりませんが——ちょっと先ほどの話で、企画提案という形でプロポーザルをしておりますので、その出てきた内容で大枠の契約額が決まった。すなわち積算がされたということでございます。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、小濱証人から予算要求に当たり大枠で積算をした後に、企画コンペを通して出てきた中身に応じて具体的な契約額が決まる旨の補足があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

宮里洋史委員。

○宮里洋史委員 職員のLビザの取得についてなんですけども、知事公室長のサインがあります。このサインに対する起案を小濱さんが担当されていたんですか。

○小濱史人証人 そのようなことで起案したことはありません。

○宮里洋史委員 このLビザ取得に対しては、担当者、特にタッチしていないということでしょうか。

○小濱史人証人 タッチしておりません。

○宮里洋史委員 ありがとうございます。

○座波一委員長 次に、上原快佐委員。

○上原快佐委員 小濱さん、よろしくお願いいたします。

まず確認なんですけれども、入庁間もない時期に、この地域安全政策課の主事として職務を行っていたと思うんですけれども、具体的に入庁何年目で、この地域安全政策課ではこういった具体的な業務をされていたのかということ、お伺いできますか。

○小濱史人証人 入庁は3年目で、ちょっとこういったことをやっていたかまではあまり覚えていないんですが、ワシントンの事業と那覇軍港の移設協議会とか、その辺を持っていたと思います。

○上原快佐委員 ワシントン事務所以外でも、ほかの業務もやりながらということだったんですか。

○小濱史人証人 そのとおりです。

○上原快佐委員 当時ですね、このワシントン駐在に関しては、非常にタイトなスケジュールで、また人員も非常にタイトだったというふうに聞いているんですけれども。実際、当時の安全政策課の体制というのは、どのような体制だったのでしょうか。

○小濱史人証人 平成27年度4月1日付の定数と組織再編があった以降は、大幅に職員は減っております。そのような体制でありました。

○上原快佐委員 その減った体制というのはどれぐらいの人員で、そのワシントン駐在に関しては、どれぐらいの人数がタッチしていたのかという具体的な

人数はわかりますか。

○小濱史人証人 どれくらい減ったかまでは覚えていないんですが、大幅に減ったと記憶しております。ワシントンの直接の担当は、私1人だったと思います。

○上原快佐委員 ということは、本庁内で小濱さんお一人ですね、そのワシントン事務所、アメリカでは2人体制で活動されていましたが、本庁内では基本的に小濱さんが中心となって連絡であったりとか、サポートっていうのをお一人でやられていたということによろしいんですか。

○小濱史人証人 委託事業の担当は私だったんですが、庶務と給与等もありますので、庶務の担当も別におりますし、直接のラインではないんですが班長もいろいろ手伝ってくれたといいますか、サポートはしていただきました。

○上原快佐委員 では、ワシントン駐在の活動を進めるに当たって、様々な課題、先ほどの法人設立もそうですし、FARA登録であったり、様々な課題があったと思うんですけれども、この課題に対してどういうふうな問題意識があったのかどうかというの、基本的にはこの班長と小濱さんとお二人で、本庁内では主にやり取りをしていたということになりますか。

○小濱史人証人 課長以下の職員ですと、主に私と班長だと思いますが、課長も含めいろんな情報は持っていたと思います。

○上原快佐委員 課である程度の情報認識はあったとしても、やはり人員体制的に非常に少ない中で業務を行っていたと。この法人設立に当たっては通常であれば、法人が設立されれば、株式であればこの公有財産台帳に登録したりとか様々な手続が必要になってくるんですけれども、そういったことっていうのが、やはりこの体制であったから問題点に気づけなかったのか、そこら辺はわかりますか、当時の状況を思い出してですね。

○小濱史人証人 体制も一因かと思います。

○上原快佐委員 ということは、ほかにも何かその問題点に気づけなかったであろう要因というのは、この体制以外にも何が考えられますか。

○小濱史人証人 具体的にこの法人ができたということが分かって、それに必要な処理に気づくことができませんでした。それは体制もありますでしょうし、別の何か指示もなかったということから、手続はなされなかったんだろうと思います。

○上原快佐委員 山里副所長は、この株式の台帳の登録が必要であったという認識があったみたいなんですけれども、やはり本庁側とのコミュニケーションがうまくちょっとなかなか取れずに、その問題というのが共有されなかったということなんですけれども、それについてはいかがお考えですか。

○小濱史人証人 それも確かにあると思います。

○上原快佐委員 以上です。

○座波一委員長 次に、仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 よろしくお願ひいたします。

今、上原委員がお尋ねしたことで結構かぶるんですけれども。先ほどやり取りの中で、駐在員側と本庁の地域安全政策課が、どうも意思疎通が図られていなくて情報が入ってこない。こちらから求めて、初めて活動内容が伝わってくるのかということに関して、関わる課としてその稟議制の中で、最初に起案をする立場として、どういうふうな思いがあったのかというところをまずお聞かせいただけませんか。

○小濱史人証人 ワシントン駐在のお二人も突如、着任することになったので、向こうは向こうで相当な御苦勞があったと思う中、なかなかその実態が地域安全政策課として見えづらいということで、先ほど報告書の件をお話しました。なかなかそういった意味で、意思疎通が図りにくかったんだろうなと思います。体制というか、準備にすごい時間がかかるので、ワシントン側からなかなか報告が上がらなかったということもあると思います。

○仲宗根悟委員 我々一般企業の中のほうですね、1つの事業を起こす。課の中であるいは会社の総務といいたまうかね、そういった立場の中で、情報を共有しようというのはもう幾つもあるんですよ。自分たちが一つ一つ管轄して

いるやつ、持っているものもそれぞれあって、それぞれが共有しましょうという時間がつくられていて、今こういう状況で進捗していますという報告の中で、これからどうしたいんだというような話までこうやるんですけども、その皆さんの地域安全政策課の中で、それぞれが持っているそういった事業ですか、そういうふうな情報共有の仕方というんでしょうかね。今こういうふうに委託をしていますとか、あるいはこう進んでいますとかいうような時間のつくり方といいいましょうか、取り方があるんでしょうか。

○小濱史人証人 駐在活动報告書でその活动内容というのは把握しておったんですが、その問題意識といいいましょうか、そういうことまでの認識が少し薄かったかもしれません。

○仲宗根悟委員 それぞれワシントン以外の事業を持っていて、県の事業は委託事業のほうがほとんどなんですけれども、直接関わる委託のことと、あるいはワシントンには駐在員がいて、駐在員が関わっているというような部分があったと僕は思うんですね。そこからすると報告が来ないとか、あるいは情報が知れないという部分というのは、起案者としてあるいは関わっている課として非常に心配な面もあろうかと。やはり、こういうのがないことには、今日のような結果を招いてしまったんじゃないのかなと僕はそういう気がしてならないんですよ。第一にはやはり、こういった意思疎通が図れるような、コミュニケーションが取れるような課の事業の進捗具合というんでしょうかね、そういったところが全員で共有できる時間といいいましょうかね、そうじゃないといけないんじゃないかと思っているんですが。それについては当初、1年、2年目ですか。非常に御苦労なされたと思うんですが、その辺最後にいかがでしょうかね。

○小濱史人証人 今おっしゃられていた情報共有の時間、課でそういったワシントン駐在についての進め方みたいなものが、もっと共有されていればよかったと思います。

○座波一委員長 以上で、小濱証人に対する尋問は終了いたしました。

この際、小濱証人に対し委員会を代表して一言御礼を申し上げます。

本日はお忙しい中、御出席いただき心から感謝いたします。

小濱証人、ありがとうございました。

休憩いたします。

(休憩中に、証人退席)

午後 4 時 2 分休憩

午後 4 時 20 分再開

○座波一委員長 再開いたします。

この際、御報告いたします。

金城信尚証人から質問確認のための筆記用具の使用について申し出があり、委員長としてこれを許可いたしましたので御了承願います。

次に、お諮りいたします。

金城信尚証人から証言を行うに当たり、メモ等を参考にいたしたいとの申し出がありますが、これを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○座波一委員長 御異議なしと認め、許可することに決定いたしました。

次に、金城信尚証人におかれましては、本日は御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本委員会の調査のために御協力のほど、お願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができます。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護士、公証人、宗教、祈祷または祭主の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知り得た事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨の申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなくて証言を拒

んだときは、6か月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金に処されることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないこととなっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができますこととなっております。すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族、もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときは、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の拘禁刑に処せられることになっております。

以上のことについて承知いただきたいと思えます。

それでは、法律の定めるところにより、証人に宣誓を求めます。傍聴者を含む全ての皆様の御起立を願います。

(全員起立)

○座波一委員長 金城信尚証人、宣誓書の朗読をお願いいたします。

○金城信尚証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和7年11月4日、金城信尚。

○座波一委員長 証人は宣誓書に署名捺印願います。

ほかの皆様も、どうぞ御着席ください。

(証人、宣誓書に署名捺印)

○座波一委員長 この際、証人に申し上げます。

証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、また御発言の際には、その都度、委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

次に、尋問の方法等について、改めて休憩中に確認いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、尋問の方法等を確認し、新垣淑豊委員から徳田将仁委員に、大浜一郎委員から仲里全孝委員に、持ち時間の全てを譲渡するとの申し出があった。)

○座波一委員長 これより金城信尚証人から証言を求めます。

最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員からの尋問を行うことにいたします。

まず、あなたは金城信尚さんですか。

○金城信尚証人 はい。

○座波一委員長 職業、生年月日をお述べください。

○金城信尚証人 職業は、沖縄県の県庁職員です。生年月日は、昭和46年6月26日です。

○座波一委員長 ありがとうございます。

それでは、尋問順序に従って、各委員からの尋問を行います。

徳田将仁委員。

○徳田将仁委員 金城さん、本日はよろしくお願いたします。

まず何点か質問したいのですが、この起案を部下に作成させた経緯についてお聞きしたいのですが、どのような目的で、この事業をですね、提案、起案を指示したのか、お聞かせください。

○金城信尚証人 起案というのは、どの起案でしょうか。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、起案とは平成27年当時のワシントン駐在に係る委託業務執行についての起案であることを確認した。)

○座波一委員長 再開いたします。

金城信尚証人。

○金城信尚証人 私は平成27年の4月から地域安全政策課の調査研究班の班長ということで配属されました。当初4月につきましては、地域安全政策課においては、調査研究班とは別の指揮命令系統がございまして、そこには副参事で

すとか主幹も含めて、辺野古新基地建設問題関連を所掌する、別の指揮系統がございまして、私は2か月間はそこにはいませんでしたので、そういった形で、例えばワシントン駐在のワシントン事務所関係の年度当初の設立に関する起案等に関しては、関わってございません。

○徳田将仁委員 今、金城さんはこの起案書に関して、小濱さんに指示をしたことはないという認識でよろしいですか。

○金城信尚証人 正確に言えば、所掌していない4月、5月に関しては指示等はしていないということになります。

○徳田将仁委員 金城さんはどなたから、ワシントン事務所の担当は引き継いだのですか。前任者は誰ですかということですか。

○金城信尚証人 名前は言ってもいいですかね。業務的には、新垣主幹から引き継いだ形にはなっております。

○徳田将仁委員 当時班長だったときに、どなたからの指示で班長は動いていたのですか。

○金城信尚証人 基本的には、やはり上司である課長の指揮命令で動くということになるかと思えます。

○徳田将仁委員 課長はどなただったんですか、名前までお願いします。

○金城信尚証人 中田課長になります。

○徳田将仁委員 班長としてその当時、この法人設立というのを前提とする契約であるとの認識をお持ちだったのか、聞かせてください。

○金城信尚証人 すみません、ちょっとなかなか随分前の話でして、ちょっと記憶をいろいろ整理はしているんですけども。それを前提とした契約だったかどうかについては、ちょっとすみません、認識といいますか記憶が薄くてですね。もちろんやりながら、業務をやりながら気づきはしたんですけども、何といいますか、起案自体がというところまでは、さすがに承知はしております。

せん。

○徳田将仁委員 金城さんは、法人ということ、株式会社ということ、いつ知ったんですか。

○金城信尚証人 かなり記憶がちょっと曖昧なんですけれども、法人という認識自体は少なからずあったと思うんですけれども、かなり認識自体は薄かったのかなという、いろいろと今回証人尋問を受けるに当たって、報告書等は読ませていただいたんですけれども、法人という認識がちょっと薄かったのかなと思っております。

○徳田将仁委員 部下である小濱さんは、平成27年度のときには私は知っていましたという話を先ほど受けたんですね。当時その上司である班長はいつそれを知ったんですか。認識が薄かったとかではなく、知っていたのか知らなかったのか、それだけでいいです。

○金城信尚証人 知っていたとは思いますが。

○徳田将仁委員 当時の小濱さんに起案指示というのはしていないという段階で——どの段階から、4月、5月は関わっていないんですよね、6月から関わって、どの段階から関わり始めたんですか。

○金城信尚証人 具体的な日にちまではさすがに覚えてはいないんですけれども、普通に考えれば6月1日からと考えていいのかなと思いますけれども。

○徳田将仁委員 そのときにはもう起案書は作成されて、決裁も終わった後だったんですか。

○金城信尚証人 申し訳ございませんが、起案書を確認したかどうかの記憶が今のところございません。

○徳田将仁委員 起案書に関しては、金城さんは全く関わっていないということでもよろしいんですか。

○金城信尚証人 そのようになります。

○徳田将仁委員 先ほどのですね、小濱さんの話からなんですけれど、起案書の大部分を山里さんから文書でいただいたと言っていたんですね。それは金城班長も御存じでしたか。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、金城証人から起案書というのは設立に関する起案書ということによろしいかとの確認があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

金城信尚証人。

○金城信尚証人 私は存じ上げてはおりません。

○徳田将仁委員 先ほどの小濱証人からですね、3年間この事業担当をしている中でですね、その間でワシントン駐在活動事業の予算要求の積算をしたことがないという話を聞いたんですね伺ったんですね。そこで誰が積算をしていたのかも分からないという証言をいただいたんですね。当時の班長としてですよ、金城証人は把握していましたか、していませんでしたか。

○金城信尚証人 正直ですね、把握していたかどうかの記憶はないんですけれども、一般的なことを言えば、やはり把握すべき立場かなとは思いますが。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、立場ではなく把握の有無を答えるように指摘があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

金城信尚証人。

○金城信尚証人 大変申し訳ございませんが、予算書を積算したかどうかの記憶はございません。

○徳田将仁委員 先ほどの小濱さんの話の中でもですね、山里さんから直接こ

ういった指示を受けたとか、いろいろこういう話があったんですね。資料をいただいたというところがあるんですけど。小濱さんと山里さんが直接やっていたというんですけど、これがいびつな形だと思うんですね。普通ではあり得ないですね。だって当時の、課長から主査に話が行く場合もあったんですけど。だとしたらですよ、班長はどういった役割をしていたんですか。どんな仕事をなされていたんですか。

○金城信尚証人 地域安全政策課には、ワシントン駐在以外にも調査研究班がございまして、そちらの班長として調査研究に関する業務を行っていたかと思えます。

○徳田将仁委員 だからといって、ワシントン事務所に関係はないというわけではないですよ。

○金城信尚証人 もちろんそうです。

○徳田将仁委員 では、次の質問に行きたいと思います。

法人設立を伴うこの契約なのですが、予算要求を出資金ではなく委託とした理由をお聞かせください。

○金城信尚証人 今回、証人尋問を受けるに当たり、報告書、監査委員の報告書であったり、調査の報告書が2つあったかと思いますが、あちらも目を通させていただいたんですが、出資に関してはもうどうしてもちょっと記憶に思い出せないというか記憶にないところでございます。

○徳田将仁委員 委託かどうだったかというのを、どなたによって決定されたとかというのは覚えていますか。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、金城証人から質問内容の確認があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

金城信尚証人。

○金城信尚証人 大変申し訳ございません。

先ほど申し上げたとおりで、出資に関しては、全くちょっと記憶になくてです、それもちょうと分からない状況です。記憶にない状況です。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、徳田委員から出資ではなく委託事業になったことについて聞きたいとの確認があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

金城信尚証人。

○金城信尚証人 委託事業、委託料につきましては、様々な、様々といったらまたちょっと語弊があるかもしれないですけども、複数の節を包含して支出するということであつたり、あるいは、県のほうでは直接執行できないといいますか、専門的であつたり、高度であつたりとか、そういったものを委託料として支出いたしますので、そういった意味合いで委託料かなと思いましたし。

あと平成27年度の予算につきましても、委託料で計上されていまして、そういった意味で、委託料で予算を計上することについて、そのときは問題とは特段思っておりませんでした。

○徳田将仁委員 今、じゃ、話を聞いている中で、覚えているということですね。委託になって、委託費として認めたということを知っているんですね。それで、どなたがそれというのは、決定しているんですか、決裁はどなたですか。

○金城信尚証人 様々な段階で決裁するということがあるかと思えますけれども、予算要求書を提出するという段階では課長だとは思いますが。

○徳田将仁委員 その課長は、どなたですか。

○金城信尚証人 当時の中田課長です。

○徳田将仁委員 委託料で処理したじゃないですか、そのときに。委託料で処理するときに、当時、法的根拠があるかないかという——先ほど分からない、

こういう話もしていないという話をしたという中で、法務だったり会計部門に確認するという行為は取られたんですか。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、証人から質問内容について確認があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

金城信尚証人。

○金城信尚証人 詳細なところまでは、正直覚えてはいないんですけども、恐らく会計事務の手引きですとか、そこに各節、どういったものを支出するというのが載っていたりですとか、あと実務提要やそういったところに委託料、どういったときに適切かどうかとか、そういったものを見て確認してからだと思いますが、すみません、具体的なところまでは、これだということをはっきり言えないんですけども……。

○徳田将仁委員 班長としてですね、ワシントン駐在の職員、所長と副所長いらっしゃるじゃないですか。そのときは平安山さんと山里さんか。または、このワシントンコア社と直接やり取りしたことはありますか。

○金城信尚証人 やり取りをすることが、ほとんどですね、当時の山里主幹だったと記憶しています。

○徳田将仁委員 じゃ、山里主幹とやり取りをしていたということによろしいですよ。

○金城信尚証人 はい、そうです。

○徳田将仁委員 その内容ですけど、事務的確認なのか、それとも契約内容に関わることだったのか、思い出せる範囲でお願いいたします。どういったことをやり取りしていたかというところでいいですよ。

○金城信尚証人 申し訳ないのですが、なかなか個別的なところまではちょっと覚えてはいないんですけども、駐在職員の活動とか、そういったところだ

ったかと思うんですが、すみません、個別的なところまでは、申し訳ないですがちょっと記憶にないところであります。

○徳田将仁委員 班長と主査は、当時主にどちらがこの駐在職員とやり取りをしていたんですか。

○金城信尚証人 私も、当時の山里主幹とやり取りはしていましたが、担当者の小濱もやり取りしていたと思いますが、ちょっとどちらが多かったかというところまでは、具体的に記憶はないです。

○徳田将仁委員 2人とも、小濱さんとのお互いでの認識、共有はできていましたか。

○金城信尚証人 共有はできていたと思うんですけども、ちょっと……。具体的にどの程度とかそういったところまでちょっと思い出せないというか、記憶にないところあります。

○徳田将仁委員 その山里さんとのやり取りは、どのような形で行っていたのですか。そのメールだったりとかだったら、保管はしてありますか。

○金城信尚証人 主にメールで行っていたと思います。やはりワシントンDCと時差がございますので、メールでのやり取りが主だったかと思います。

あとメールにつきましては、保管といいますか、部署を異動するときに、メールを引き継ぐのをちょっと何とといいますか、失敗してしまったというか、それで過去数年はあっても、さすがに地域安全政策課時代のメールはございません。

○徳田将仁委員 その当時のやり取りをするメールは一切残っていないということよろしいですか。それとも、少しは持っているのか。

○金城信尚証人 私の知り得る限りでは残っておりません。

○徳田将仁委員 後任の担当者への引き継ぎなんですけれど、どのように行われましたか。

○金城信尚証人 行ったこと自体は覚えているんですが、個別的にどういった内容なのかというのはちょっと覚えてはいません。申し訳ないのですが……。

○徳田将仁委員 班長としてですよ、その当時、このフローに疑義があったり、ちょっとおかしいなとか指摘の意見を出すような場面ってありましたか。

○金城信尚証人 課内ではあったかもしれませんが、具体的にはちょっと覚えてはいないところであります。あくまでも推測です。はっきり覚えていない、申し訳ないのですが……。

○徳田将仁委員 以上です。

○座波一委員長 上原快佐委員は取り下げですね。
続きまして、高橋真委員。

○高橋真委員 金城さん、お伺いいたします。

法人設立をめぐる報告、協議の範囲、意思決定に関する経緯についてお伺いしたいと思っております。

まずですね、この法人設立の起案文書とか、決裁が存在しなかったという点について、当時の班長として、どの段階でその事実を把握されましたでしょうか、お伺いいたします。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、質問の内容について確認と補足があった。)

○座波一委員長 再開いたします。
金城信尚証人。

○金城信尚証人 少なくとも在任中ではなくて、もしかしたら報道とかだったのかもしれませんが。ちょっと報道等で知ったかなと……。

○高橋真委員 ということは、その当時は、起案の手続が必要という、そういう認識は欠如していたということですか。確認いたします。

○金城信尚証人 今振り返ればですけれども、設立したときの起案文書を確認していなかったということになるかと思えますね。そういう意識がなかったということになるかと思えますね。

○高橋真委員 在任期間中に、所長や副所長から様々なやり取りがあったかと思えますけれども、設立手続に関する報告なり御相談を受けた覚えはありますか。お伺いいたします。

○金城信尚証人 設立に関しては、特段受けていないのではないかと思います。設立されたのは、私が担当する前だったかと思えます。

○高橋真委員 これは参考人の証言と不一致なんですね。そういう法人設立したから、何かしら手続をしなければいけないと相談したということでありました。ということは、どこかで情報が途絶えていたという認識ですか。お伺いいたします。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、高橋委員から、山里副所長は法人設立に関する手続や登記等について本庁サイドでも整理する必要性がある旨を相談していたと答弁している点について、その認識を聞いているとの補足説明があった。)

○座波一委員長 再開いたします。
金城信尚証人。

○金城信尚証人 法人の設立に関する手続ですか、手続についての相談を受けたという記憶は現時点ではございません。

○高橋真委員 当時の駐在の所長とか副所長とかの情報を御相談なり、メールで受けたことについての課内での情報共有の在り方というのは、どのような形でやっていたんですか、お伺いいたします。

○金城信尚証人 課内での情報共有につきましては、ちょっとはっきりした記憶がないんですけれども、すみません、ちょっと随分前のことで、恐らくメー

ルが主だったかと思うんですけども、すみません。もう具体的なところの記憶がございません。恐らくメールだったと思います。

○高橋真委員 では、その課内で受けたメールなり、情報共有がなかなかされていないなという印象を受けるわけなんですけれど、これは通常業務内の業務の範囲内として、いわゆる報告・連絡・相談等は省いていたんですか、お伺いいたします。

○金城信尚証人 そのようなことはないとの認識ではあります。

○高橋真委員 では、なぜ共有されていないんでしょうか、お伺いいたします。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、証人から質問の内容について確認があり、高橋委員から、副所長としては、メール、報告、相談をしていたと言っているが、本庁の担当課内での情報共有というのは、報連相というのを省いて、そのまま流されていたのではないかとの補足があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

金城信尚証人。

○金城信尚証人 当時の山里主幹からのワシントン駐在に関してのいろいろな相談事というのは、こちらのほうでは受け止めてといたしますか、スルーしないで、やり取りしていた認識ではあります。

○高橋真委員 その中で、法人設立に関することとか、法人に関する御相談はなかったんでしょうか、お伺いいたします。

○金城信尚証人 細かく言えばですけども、私はもう設立後にしか在任していませんので、法人設立に向けたというところはなかったと思いますが、法人設立後ですね、そういった相談というのはもちろんございました。それで大丈夫でしょうか。

○高橋真委員 今の答弁をちょっと確認しますけれど、設立はもうされたわけ

です。ところが設立後の行政手続というものが必要ではないかということで、そういう認識であったということですか、お伺いいたします。

○金城信尚証人 行政手続での相談があったという記憶は、県庁内ですね、そういった記憶はございません。

○高橋真委員 先ほどおっしゃっていただいたのは、どういう意味合いですか。

○金城信尚証人 報連相がちょっとなかったように、今受け止められていたようなので、そこら辺を確認する意味合いで話をしたつもりでございます。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、高橋委員から、法人設立後の手続等についての相談があったのかどうかについて、はっきりと答えるよう発言があった。)

○座波一委員長 再開いたします。
金城信尚証人。

○金城信尚証人 法人設立後ですね、日本での庁内での手続に関する相談はなかったと認識しております。なかったと記憶しております。

○高橋真委員 これまでの参考人の証言からいきますと、ほぼ県庁側は口をそろえて課長の皆さんは知らないと言われているわけです。ということは、情報が何でここで断絶されるんだろうというものがあまして、要するに、これって組織文化——当時の担当課として、組織文化とか指示系統に何らかの課題があったんですか、お伺いいたします。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、証人から質問の内容について確認があった。)

○座波一委員長 再開いたします。
金城信尚証人。

○金城信尚証人 地域安全政策課において、特段それを問題としては意識をしておりませんでした。

○高橋真委員 当時の班長として――後々にはもう出てきましたけど、法人設立のようなこういう重要案件が共有されていないということは、課題だと思いますか。お伺いいたします。

○金城信尚証人 やはり今振り返ってみるとですね、もちろん課題だと思いますし、当時やはり法人が設立されたというところの認識が薄かったかなというところもございまして、私自身、知見の不足であったりとか、力不足というところがあったのではないかなと感じております。

○高橋真委員 この課題を解決するために、当時どうあるべきだったとお考えですか、お伺いいたします。

○金城信尚証人 やはり今振り返ってみると、内部統制とか、そういった取組というのが当時あまり十分ではなかったところもあると思いますので、そういった意味で、やはりこういったことが起こらないように、反省をしてですね、あと反省をして、内部統制なりですね、改善をしていくという在り方自体ですね、というところが必要じゃなかったかなと思います。

○高橋真委員 最後ですけど、こういう課題に対してですが、今回将来に向けてどうやったら改善ができるかという視点も兼ねて、証人尋問と質疑をさせていただいております。

そうした中で、この時点で情報が断絶しているということというのはやはり考えにくいお話なんですね。なぜその行き違いが起きたのか、しっかりと今後に生かしていただきたいと思います。

以上です。

○座波一委員長 次に、仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 金城さん、よろしくお伺いいたします。

設立の意思決定プロセスについて何点か質問したいと思います。法人設立の決定はどのように行われましたか。

○金城信尚証人 法人設立の意思決定については、私は6月からワシントン駐在を担当することになりましたので、そのことについては存じ上げておりません。

○仲里全孝委員 当時、どのように決定が行われるべきでしたか。

○金城信尚証人 いろいろと報告書等であるように、しっかり庁内で検討がなされ、そういった上で意思決定なりですね、そういうのがなされるべきだったかとは思いますが。

○仲里全孝委員 その中でですね、行政のプロセスとして、意思決定者は誰が行うべきでしたか。

○金城信尚証人 いろいろと政策形成過程においては、もちろんボトムアップで下からですね、意見が上がって決まることもございますし、もちろんトップダウンと申しますか、上の意向で、こういう方向性でということでも決まることもあるかと思っておりますので、ただ最終的には決裁権者が知事の委任を受けて決めることなのかなと思っております。

○仲里全孝委員 ボトムアップという話がありましたけれども、班長とか起案担当者が意思決定、まず運んでいくべきじゃなかったですか。

○金城信尚証人 政策の決定過程には、様々な分野があつたりですとか、どういったところに方向性を持っていくかとか、そういったのが様々にございますので、そういった意味合いでは、担当者が多く情報なりですね、関係者とのコネクションであつたりとか持っている場合もございまして、そういったのではなかなか物事が進まない場合等もございまして、それはもう様々ではないかなと思っております。上からですね、トップダウンでやらざるを得ないとか——やらざるを得ないというのは語弊がありますがけれども、やっていくべき案件とか、それは様々なのかなと思っております。

○仲里全孝委員 意思決定者に向けて、この全てに関わるボトムアップを教えてください。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲里委員から質問の内容について、一般的なことで、どうあるべきだったか聞いているとの補足があった。)

○座波一委員長 再開いたします。
金城信尚証人。

○金城信尚証人 ボトムアップの場合、基本的には担当者ではないかと思いません。

○仲里全孝委員 担当者と言うと班長クラスですか、どこですか。

○金城信尚証人 どの目線といいますか、どの立場でいるかにもよるとは思うんですけども、班長クラスからしたら、担当としては本当にもう主事、主任、主査であるかと思えますし、課長クラスからすれば、主には主事、主任、主査であります。場合によって、また班長が加わる場合ですかね。物事によっては班長がいるとか、担当者になる場合もございます。

○仲里全孝委員 金城さんはこの今回の法人組織の意思決定プロセスに関して、一切関わっていないのですか。

○金城信尚証人 法人決定ですよ。関わっておりません。

○仲里全孝委員 意思決定者は誰ですか。

○金城信尚証人 私はちょっと存じ上げていないところであります。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲里委員から改めて法人設立に係る意思決定者は誰か確認があった。)

○座波一委員長 再開いたします。
金城信尚証人。

○金城信尚証人 法人設立に関しての意思決定者に関しては、私は存じ上げていないんですけれども、いろいろとワシントン駐在の関連で、やはり米国でやることですから、そういった意味で、やはり現地の弁護士と相談しながら、いろいろと決めていったんじゃないかなと思います。

○仲里全孝委員 現地の弁護士といたら、ダニエル・S・クラカワーさんですか、誰ですか。

○金城信尚証人 たしか報告書でも挙げられていたかと思うんですけれども、私は報告書で、こういう方もいたんだなというのを初めて知りました。

○仲里全孝委員 いつ知りましたか。

○金城信尚証人 報告書を見て、もしかしたら記憶になかっただけかもしれないけれども、報告書でこういう方がいるんだなというのを知りました。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲里委員から具体的にはいつ知ったかとの確認があった。)

○座波一委員長 再開いたします。
金城信尚証人。

○金城信尚証人 今年に入って、報告書が出て、それを見たときですので、3月以降かなと思いますけれども、10月とかそれぐらいかなと思いますけど。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲里委員から答弁内容の再確認があった。)

○座波一委員長 再開いたします。
金城信尚証人。

○金城信尚証人 今年の10月頃だと思います。

○仲里全孝委員 今年の10月まで法人組織の存在は把握していなかったのですか。

○金城信尚証人 法人組織の認識は薄かったと思いますが、把握はしていたと思います。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲里委員から法人組織の存在をいつ知ったかとの確認があった。また、座波委員長から、当時の認識を含めた事実関係について証言を得るための場であるから、委員も証人もその点に集中してほしい旨の発言があった。)

○座波一委員長 再開いたします。
金城信尚証人。

○金城信尚証人 明確な記憶はちょっとないんですけども、弁護士の名前までは、はっきりと覚えてはいません。

○仲里全孝委員 弁護士というふうな——名前は知らなかったんですけど、弁護士だったんですか。これはアメリカ人だったんですか。日本人か。弁護士の話が出ておりますけど。どうだったんですか。

○金城信尚証人 私の記憶では、ワシントン駐在のほうからは米国の弁護士というような形での連絡であったかと思います。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲里委員から当時報告書を見たときにアメリカ人との認識であったかどうかを確認しているとの補足があった。)

○座波一委員長 再開いたします。
金城信尚証人。

○金城信尚証人 当時どのような弁護士だったかという記憶はちょっとござい

ません。

○仲里全孝委員 金城さん、報告書には弁護士と明記されていたか。

○金城信尚証人 そうだったと。記憶はしているんですが。

○仲里全孝委員 金城さん、今回の会社設立に関してですね、実際に沖縄県が100%、1000ドルの出資金を出しているんですよ。それはいつ把握されたんですか。

○金城信尚証人 出資金についての記憶は、申し訳ないのですが、ないところがあります。

○仲里全孝委員 課長から報告はなかったですか。

○金城信尚証人 特になかったと記憶しています。

○仲里全孝委員 金城さん、皆さんがアメリカ合衆国に法人組織を設置するに当たってですね、今100%出資をしたという報告があります。それに対してですね、行政の組織として、アメリカに、外国にですね、法人組織を設置する場合のプロセスを教えてください。

○金城信尚証人 プロセスについては記憶にはないところではありますが、基本的にこういった事項というのは現地の弁護士と相談しながら、ワシントン駐在のほうで進めていったと記憶しています。

○仲里全孝委員 金城さんは一切そこに関わりはなかったということですか。例えば、メールだとかいろいろなやり取りの関わりはなかったということですか。

○金城信尚証人 ワシントン駐在からの活動報告という形で情報共有は受けていたと思います。

○仲里全孝委員 その共有された内容を教えてください。

○金城信尚証人 具体的なところまでは、ちょっと覚えていないところであるんですが。ワシントン駐在のほうでの活動ということで、どういった方にお会いしたかとか、どういったことを情報提供したかとかというような内容が主だったのかなと思います。記憶しています。

○仲里全孝委員 今、金城さんに聞いても、これまでの聞き取りで、意思決定者は誰か知らない。当時の法人の設立に誰も関わっていない。果たして皆さんが言う、この沖縄県ワシントンDC事務所というのは、この法人組織というのは、沖縄県の資産ですか。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲里委員から12月に追認して財産目録に登録して公有財産とされたものについて、県の財産であるか聞いているとの補足があった。)

○座波一委員長 再開いたします。
金城信尚証人。

○金城信尚証人 調査の報告書では、株券が見つかったというような話があったかと思いますが、それについては資産だと思います。

○仲里全孝委員 株券はどのように取得されていますか。

○金城信尚証人 株券については私も見たことがございませぬし、実際ワシントン駐在が、営利活動とかそういったのもやっておりましたので、そういった認識はなかったというところではあります。

○仲里全孝委員 いつ把握されましたか。1000ドルの株券。

○金城信尚証人 ワシントン駐在の報告の中に、そういった定款が入っているのを偶然に見つけたことがございまして、その中に、たしか株に関する記載があったかと思います。

○仲里全孝委員 それはいつですか、金城さん。

○金城信尚証人 平成27年度のことだったかと思いますが、いつ頃だったかという記憶はございません。

○仲里全孝委員 金城さん、そうすれば、出資を確認しているわけですから、当時から、これ法人組織という認識はあったんじゃないですか。

○金城信尚証人 法人組織としての認識は十分ではなかったにしても、やはり法人としての認識は薄かったと思います。

○仲里全孝委員 金城さん。そのとき知っていたか、知らなかったか、ちょっと教えてもらえないですか。薄いか濃いかの話ではなく、知っていたかどうか教えてください。

○金城信尚証人 法人組織としての認識については薄かったと思うんですけども、今から考えれば、薄いなりにもあったのではないかなと思います。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲里委員から把握していたかどうか答えてほしいとの発言があった。)

○座波一委員長 再開いたします。
金城信尚証人。

○金城信尚証人 その辺がまだ曖昧なところがございまして、ワシントンDCオフィス社というところの登記と法人組織というところが、どこまでつながっていたかというところが、正直思い出せないところであります。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲里委員から法人組織として把握していたかどうかについて、確認したい旨の発言があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

金城信尚証人。

○金城信尚証人 実際、ワシントン駐在自体が、営利活動とかそういったところは行っておりませんでしたので、なので株式会社という認識までは持ち得ていなかったというところがあります。

○仲里全孝委員 把握されていなかったということですか。

○金城信尚証人 その辺りが十分に記憶をたどれないところではあります。

○仲里全孝委員 この株券は沖縄県の予算で出資をして、この株券は購入されているんですか。

○金城信尚証人 その辺りの認識はなかったと思います。

○仲里全孝委員 委託料に含んでいましたか。

○金城信尚証人 委託料に含んでいなかったとの認識があったと思います。

○仲里全孝委員 それ含んでいなければ、沖縄県の資産じゃありませんよね。どうですか。行政組織の一般論として。

○金城信尚証人 なかなかちょっと仮定のことでもあるので、答えづらいではあるんですけども、やはり予算によって資産というのは購入するものなのではないかなと思います。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、証人は株券を見ていないということが確認された。)

○座波一委員長 再開いたします。

仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 次にですね、金城さん、当時皆さんがアメリカに渡航するときのプロセスを教えてください。当時渡航したときのビザの種類を教えてください。

さい。

○金城信尚証人 駐在の渡航についてのビザ、ちょっと個別的には覚えていないところであります。通常の、例えば就労ビザなり、B1ビザですか、そういったので行ったと思うんですけども、ちょっと個別具体的に、今の段階では思い出せないというところではあります。

○仲里全孝委員 Lビザを取得しているというんですけども、これ就労ビザなんです。沖縄県でこれ支出しておりますか。予算化されておりますか。申請資料。

○金城信尚証人 ワシントン駐在の経費で予算化されていたとは思いますが、ちょっとはっきりした記憶とまでは言えません。

○仲里全孝委員 そのときですね。プロセスを教えてもらえないですか。起案者として誰が許可するのですか。

○金城信尚証人 申し訳ないんですけど、はっきり覚えていないところであります。

○仲里全孝委員 通常ですね、外国へ職員を派遣する際の、ビザを申請する場合のプロセスを教えてもらえないですか。

○金城信尚証人 通常、なかなか最近ビザが必要な国というのも少ないとは思いますが、ビザが必要な場合は、本人が申請をして、かかった費用を公的に必要ということであれば、旅行命令簿と一緒に支払いがあったかと思えます。旅費と一緒に。

○仲里全孝委員 実際ビザの支払いは把握されておりますか、職員の。

○金城信尚証人 はっきりとした記憶が、ちょっと今のところ持ち合わせていないところであります。

○仲里全孝委員 今回法人を設置して、職員をアメリカに派遣をして、その間8年間も、従事許可を取っていないと。その件に関して、金城さんはどうい

ふうに認識されていますか。

○金城信尚証人 ワシントン駐在については、営利活動等を行っていなかったことから、そういう兼業許可とか、そういったところの認識には至らなかったというところではあります。

○仲里全孝委員 金城さん、実際兼業許可は8年間も取ってなくて、沖縄県の職員が、公務員が、アメリカ合衆国で業務を取り行っているんですよ。それに関してどういう認識ですか。

○金城信尚証人 その辺りちょっとまだ、私も具体的な情報をちょっと持ち合わせていないので、何とも答えられない状況ではあります。

○仲里全孝委員 金城さんの考え方でいいですので、従事許可を取らないでアメリカ合衆国で業務を行うことは、公務員法に抵触すると思いませんか。

○金城信尚証人 先ほども申し上げたんですけれども、従事許可についての私自身のですね、そういう米国でのということろまではですね、詳しい情報をちょっと持ち合わせておりません。もちろん通常の業務に当たって、兼業の許可とか、そういったところは、いろいろと人事課のほうに申請し許可を得ないといけないとか、そういったのがあるのは存じ上げているんですけれども、ちょっと具体的などころまで、今のところは存じ上げていないところであります。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲里委員から従事許可を取らないで業務を行ったことに対し、公務員として公務員法に抵触しないのか認識を聞きたいとの発言があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

金城信尚証人。

○金城信尚証人 先ほどのお答えにちょっと重複してしまうんですが、この従事許可の話については、私も議会等でのやり取りをですね、詳しくちょっと見ていない——申し訳ないですが、見ていないところもありまして、なかなか今

ここで考えをお伝えするということところはちょっと難しいかなと思っています。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から仲里委員に対して、当時の記憶を確認するのが証人尋問であるから、証人には見解を聞くのではなく当時の認識や判断を聞くようにとの指摘があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 当時の金城さんの班長という立場で、これまで8年間、従事許可を取らずに、アメリカ合衆国で業務を行ったことは、公務員として公務員法に抵触すると認識しておりましたか。

○金城信尚証人 当時、ワシントン駐在については、先ほどの繰り返しになって申し訳ないんですけども、当時ワシントン駐在については、営利活動は行っておりませんでしたので、そのような従事許可ですか、そういったところを取る必要があるという認識にまでは至らなかったところでございます。

○仲里全孝委員 今回の一連の、ワシントンに事務所を設置するに当たって、法人設立の問題、ビザ申請の問題、身分の問題、FARA申請の問題、いろいろな問題が挙げられております。これまでの不手際に対して、これは誰の責任だと思いますか。

○金城信尚証人 なかなか私の立場で申し上げにくいところがありますので、ただやはり、今回のことをです、反省し、それを生かすような形で、何と言いますか、改善していくというところが重要ではないかなとは思っています。

○座波一委員長 もう時間。これは見解だからね。見解が分からなかったら、分からない、もうこれで終わるんですよ、証人喚問は。見解となると。

だからその事実関係をとにかく聞くということに徹してくれないと、見解を聞いたら、もし金城証人が分からないと言ったら、これで終わります。

次に、新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 金城さん、よろしくお願ひいたします。

まずですね、金城さんが平成27年、28年が担当班長ということでですね。それで、私のほうからは、委託契約の立案と契約履行の確認をお伺ひいたします。

先ほどから聞いていますとですね、この立案に関しては平成27年4月1日で——6月から就任したということですね、関わっていないという認識でよろしいでしょうか。

○金城信尚証人 そのとおりでございます。

○新垣光栄委員 そうしたら、もしそういう認識の場合は、関わっている班長と課長は糸数班長、池田課長ということになるのでしょうか。平成27年度の履行について。

○金城信尚証人 今おっしゃっていたのは平成26年度の体制だと思うんですけども、平成26年度のことについては存じ上げておりません。

○新垣光栄委員 当時ですね、小濱さんが起案して、その当時のもう平成27年で糸数さん、池田さんになってくるんですけども、そういう認識だと金城さんは分からないということは当然だと思いますけども。しかしそこを次年度ですね、また起案があるんですよ。そしてまたこの履行の確認をしなければいけない。そういうのは、金城さんはどのように認識しているのか。どのような書類の、決裁の、やはりあると思うんですよ。決裁事項があると思うんですけども、それはどのように行ってきたか。決裁ですね。

○金城信尚証人 ワシントン駐在の活動に関する委託事業についての28年度予算のですね、関連する執行伺いですとか、あと負担行為ですとかそういったところは、私のほうも班長として決裁、押印したかと思ひます。

○新垣光栄委員 その中でですね、平成28年度のこの委託業務の起案は、小濱さんから出てきてですね、やはり班長のところに行くと思うんですけども、その場合の内容をですね、しっかり精査、確認していく責務があると思うんですけども、そのときにどのような関わりをやったのか教えてくださいませんか。

○金城信尚証人 委託事業ですので、企画、コンペもやってですね。それを踏まえて委託事業者を決定するとか、そういった手続を踏んで、執行伺いを年度

前に回して、負担行為を年度明けというような段取りだったかと思います。

○新垣光栄委員 それを踏まえるともう金城さんは、部下がやったことをそのまま——的に決裁……。すみません、今の発言については訂正します。

確認もしない、詳細を確認しないまま決裁をしたという認識でいいんですか。

○金城信尚証人 そのような認識は持ち合わせてはおりません。

○新垣光栄委員 そうするとですね、この体制ですよね。部下がやった体制をですね、しっかり精査して、決裁していくという流れは、本庁にはないんですか。

○金城信尚証人 そのような流れがないという認識も持ち合わせてはおりません。チェックはしているということでございます。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から新垣委員の発言について確認があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 今質疑の中でですね、——という不適切な発言をしたんですけれども、これを訂正させてください。よろしくお願いいたします。

○座波一委員長 ただいまの新垣光栄委員の発言訂正の申入れに関しましては、委員長において、後刻記録を調査の上、適切な措置を講ずることといたします。

次に、大田守委員。

○大田守委員 金城さん、よろしくお願いいたします。

まず起案のほうなんですけど、当時の金城班長は、それはもう前の人を作っていたと。その後の決裁、1年分の委託料の支払——あとで後日決裁になると思うんですけども、その点に関してはしっかりと一緒になってやられたんでしょうか。

○金城信尚証人 そのように認識しております。

○大田守委員 その中にですね、この委託料の中から、株券の10万円が出されているということは認識されておりましたか。

○金城信尚証人 その点については認識はしておりません。

○大田守委員 でも、本来事後精算であればですね、しっかりこれを見ていかないと。県民の税金ですよ。その点は見落としということではよろしいのでしょうか。

○金城信尚証人 正直、記憶がないところではあります。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、大田委員から見たとも見ていないとも言えないということかとの確認があった。)

○座波一委員長 再開いたします。
大田守委員。

○大田守委員 そうであればですね、株券の——現在沖縄県の資産になっていると思うんですけども、その点に関しては、その当時はもう全くその認識はなかったと。

○金城信尚証人 株券自体も見たことがなかったですし、実際株式会社というところでの営利活動というのは行われておりませんでしたので、そのような認識自体は持ち合わせておりませんでした。

○大田守委員 7000万円とか8000万円とかいう委託料を出しているんですけどね。その中からDC事務所にお金が入っていったとか、そういったものは確認はされておりますか。

○金城信尚証人 それは確認しております。

○大田守委員 基本的にですね、民間会社に委託料を払って、そしてまたその民間会社から、また県の組織に、一旦またお金を入れるということに関して、これは後で事後決裁でも、ちょっとおかしい形になると思うんですけども、その点の認識はどのような形でありますか。

○金城信尚証人 一旦ワシントンDCオフィス社に入れたお金が戻ってきたという認識は持ち合わせておりませんでした。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、答弁に関して確認があった。)

○座波一委員長 再開いたします。
金城信尚証人。

○金城信尚証人 私の記憶では、ワシントンDCオフィス社に、そういったお金を振り込むというところで、アメリカにおいて、そういう活動が行われているというところを示すために、そのようなことがなされたのかなというような認識であります。

○大田守委員 そうであればですね、当時、起案書を作ったほうとしてですね、ワシントンDC社の職員は、県庁職員という形で行かれていると思うんですけども、その中で、法人の社員という、その認識というか、それはもう確認されていないということによろしいんですか。民間の……。

○金城信尚証人 記憶はちょっと曖昧ではあるんですけども、法人としての活動はしていなかったという認識でおります。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、大田委員から委託事業を起案する側として県の職員なのか民間の職員なのかという部分の確認をしなかったのかという確認があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

金城信尚証人。

○金城信尚証人 ワシントン駐在が、そういうワシントンにおいて活動するための手続であったり、そういうところを弁護士とも相談しながら、このような形になったのかなという認識であります。

○大田守委員 そうであればですね、ワシントンDC社の社長と副社長ですよね。そしてまた、ワシントン事務所の所長と副所長ですよね。そこの管理というか、上司は誰になりますか。

○金城信尚証人 ワシントンDCオフィス社については、ワシントン駐在が活動するための手続として、現地の弁護士とも相談しながら、なされたというところでもありますので、実際上司が誰かとか、そういったところの認識までには至らなかったと思います。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、大田委員からワシントン事務所の所長と副所長の上司が誰なのかについて聞いているとの補足説明があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

金城信尚証人。

○金城信尚証人 ワシントン駐在については、駐在員の規定がございまして、その規定の中では、まず参事監——いわゆる所長に当たるんですが、そちらの参事監については、知事公室長になると。あと主幹ですね、副所長につきましては地域安全政策課長の指揮命令になるということだったと思います。

○大田守委員 それとですね、当時の基地担当の副知事がですね、こんなことをおっしゃっているのですよ。ワシントン事務所の手続に関しては、何も知らされず、何の問題意識も違法性も感じず、知らなかった自分が一番何だったんだと、非常に悲しく寂しくなったという表現をされているんですけども。普通副知事で担当であれば、私はワシントン事務所はきちっと問題の解決のために説明したと思っているんですね。こういった状況ってあったんでしょうか、当

時は。

○金城信尚証人 最初にも申し上げたんですけれども、私がワシントン駐在に関わることになったのが、6月以降というところになりますので、設立に関して副知事との調整がどうだったかというところはちょっと存じ上げていないところであります。

○座波一委員長 次に、宮里洋史委員。

○宮里洋史委員 金城さん、よろしくお願ひいたします。

初めにですね、先ほど小濱証人からもお話があったんですけども、平成27年度の途中に法人が設立されたと、課長から報告を受けたとございました。そして、課のみんなで共有していたという証言があったんですけども、これは事実ですか。

○金城信尚証人 申し訳ないんですけど、ちょっと記憶にないところあります。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員から、先ほどはいつ知ったか分からないが把握はしていたという発言だったので、もう少し答弁がほしいとの指摘があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

金城信尚証人。

○金城信尚証人 課長から報告があったこと自体は、正直記憶にはないんですけども、法人であったというところの認識自体が薄かったと思うんですけども、あったと思いますが、ただ、そこまでの何と言いますか——もう記憶がかなり曖昧で、非常に申し訳ないんですけども、そのような認識だったのかなと思います。

○宮里洋史委員 法人としての認識は薄いけどあったという証言でございんですけども、その理由は何ですか。なぜ法人と思ったか。

○金城信尚証人 かなり当時の記憶というのが曖昧なところが正直ございまして、そういった中で今回証人尋問を受けるということで、やはり記憶をですね整理するといいますか、やはりなかなか当時のことを思い出して、私として誠実に対応したいという気持ちがございました。そういった中で、この報告書、2つですね、読ませていただきまして、そういった中で、記憶を整理する中で、やはりワシントンDCオフィス社ということ自体は、もちろん存じ上げておりましたので、そういった中で、認識自体はあったんじゃないかなというところで。すみません、もうちょっとかなり当時の記憶が曖昧なところございまして、そういうのはちょっと……。

○宮里洋史委員 ワシントンDCオフィス社は存じていたとありますけども、それはどこで存じていたんですか、当時。

○金城信尚証人 恐らくいろいろとワシントン駐在からの報告等を受ける中で、認識はしていたんじゃないかなと思います。

○宮里洋史委員 小濱さんは、当時ビザの問題やFARA登録の問題があったから認識していたというような、総称としての判断をしていました。それを聞いて、金城さんもそんな感じで覚えているのかなと思ったんですけど、それはいかがですか。

○金城信尚証人 同じような、小濱さんと同じような認識だと思います。

○宮里洋史委員 それではお伺いいたします。

予算執行伺い、先ほど来質問が上がっているんですけども、当時ですね、班長として印鑑を押しております。その追加の印鑑、秘書課班長は、今の知事公室長の溜さん、統括官は今の池田副知事であります。

こういった流れで、予算執行伺い、起案に対して承認しているわけなんですけれども、僕が今申し上げたお二人も法人という認識があったと思いますか。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、平成28年度の予算執行伺いについての質問であることの確認があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

金城信尚証人。

○金城信尚証人 どの程度、法人としての認識があったかというのはちょっと正直分らないんですけれども、やはり振り返ってみると、法人としてのある程度の、何と言いますか、知り得る状況にはあったのかなと思いますが、知っていたかどうかまでは、私は存じ上げません。

○宮里洋史委員 DCオフィス社の名前は、皆さん知っていましたか。

○金城信尚証人 知っていたかどうかまではさすがに申し上げにくいところがあるんですが、いろいろとワシントン駐在からの報告の中に、そういった記述はあったのではないかなとは思いますが。

○宮里洋史委員 予算執行伺い、起案者が上司に対して、こういう事業の内容なのでよろしくお願ひしますと、どんどん上げていきます。その中で、当時の金城班長も印鑑を押されております。この資料には、積算、業務内容、委託契約の内容、積算も含まれております。この積算について、どういった経緯でこの金額になっているんだという説明は、小濱さんから受けましたか。

○金城信尚証人 大変申し訳ないんですけれども、ちょっと前のことなので、正直覚えていないというところであります。

○宮里洋史委員 6000万円を超える予算執行伺いの、新しい特殊な知事マターの事業に対するの予算執行伺いで、この金額の詳細を説明受けましたか。小濱さんから。

○金城信尚証人 ちょっと受けたかどうかまでは記憶にないんですけれども、記憶にないところであります。

○宮里洋史委員 ちなみに、小濱さんは積算を作っていないとおっしゃっていました。そして、FARA登録について営利団体、営利企業がやることだとも分かっていないと言いました。小濱さんから説明を受ける立場の金城さんは何の説明を受けたんですか。なぜ印鑑を押せたんですかということです。

○金城信尚証人 かなり前のことですので、正直記憶にはないところであるんですが、普通起案が来て——一般的な話になってしまって申し訳ないんですけども、通常そういう執行伺いの起案が来た場合は、やはり積算等も確認いたしますし、あと実際このいろいろ何に基づいて、こういう手続をするというような規定がございますので、そういったのも確認はすると思いますが、ちょっとかなり前のことですので、その当時のことはちょっと記憶にないところがあります。

○宮里洋史委員 それでは通常だと確認するという事なんで、確認したということですのでよろしいですね。

○金城信尚証人 この記憶に基づいて、やはり証言しないといけないと思いますので、そこまではなかなか言い切れないところではないかなと思います。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員及び委員長からもう少しはっきりと証言してほしい旨の発言があった。証人からは誠心誠意回答したいところだが、記憶の限りなので非常に悩ましいところである旨の発言があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

金城信尚証人。

○金城信尚証人 通常ですね、やはり執行伺いが回ってきた場合には、例えば積算の確認ですとか、あと、そういう規定に基づいてどうするというのはございますので、そういったものを確認をしておりますね、印鑑は押したというふうに、あくまでも個別個別の記憶まではございませんが、そういうふうにしていただきたいと思います。

○宮里洋史委員 起案書と決裁日が同じ日なんですよ。結構早いと思うんですね。ワシントン事業に関して。ほかの事業もそれだけ早くなるんですか。当日決裁とか。

○金城信尚証人 そうですね、やはりこの効力を持たせるために、遡るとかそ

ういったことはあるかと思えますね。

○宮里洋史委員 今日、小濱証人も金城証人も呼んで、中身、要するにお金の名目だったりとか、FARAについて、詳しく分からないということが印象として思います。

この事業ですよ、この決裁に対してあまり覚えていないという話の中です。ね、すぐ決裁する必要があるから早くやってくれてどなたかから指示を受けた記憶はございますか。

○金城信尚証人 そのような記憶はございません。

○宮里洋史委員 以上です。

○座波一委員長 次に、比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 よろしくお願いたします。

金城信尚証人は、平成27年6月から担当班長になっておりますが、法人設立の必要性を認識したのはいつですか。

○金城信尚証人 法人設立の必要性について認識する前に、法人はできていたんじゃないかなと思います。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、比嘉委員から担当になったときにはもう法人があるというのは分かっていたかという確認があり、金城証人から、しばらく経ってから認識したと思うが、法人という認識がどこまであったのかという記憶がかなり曖昧である旨の発言があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 ちょっと別の質問で、午前中、当時主事の証人は、ビザ問題が議会で議論されている中で、法人の設立性を認識したと言っていたんですけども。当時班長だった金城さんはその認識はそれでも持てなかったのですか。

○金城信尚証人 ちょっとはっきりは、法人設立という形での認識であったかどうかというところは記憶はないんですけども、やはりワシントン駐在が安定的に活動するためにビザというところはですね、どういったビザを取得するかというのが重要だという認識だったと思います。

○比嘉瑞己委員 ちょっと次に進めますね。

当時駐在である副所長のほうから班長である証人に、法人設立についての相談はありませんでしたか。

○金城信尚証人 ワシントン駐在の活動の環境を整えるという意味での、法人に関わる相談自体はあったと思いますが、法人の設立に向けてというところは私が着任する前の話なので、なかったということだと思います。

○比嘉瑞己委員 当時の主事はですね、地域安全政策課の中では、法人のことについて認識はしていたと。駐在のほうで議論があつてですね。ただその法人は、向こうで英語表記でインクとかいろいろあるんだと。そういった意味で、何らかの法人が必要だという認識は主事はあったというんですけども、班長はなかったんですか。

○金城信尚証人 先ほどの答弁と繰り返しになるんですけども、どこまで必要性というのをですね、程度の問題ですけども、認識していたかという記憶がちょっとないんですけども、ただやはり一般的に考えて、やはり法人がないと、なかなか活動できなかったのではないかなと思います。

○比嘉瑞己委員 それで先ほど証人は、平成27年で定款を偶然見たときに、株式と書かれていたと。そこまで見ていたのに、まだ、この法人が株式会社という認識は持っていなかったんですか。

○金城信尚証人 当時やはりワシントン駐在自体が営利活動というのをやっていなくてですね、あと、いろいろと現地の弁護士とも相談をしながら、活動していたところでもありますので、そういった手続といいますか、そういった一環だと認識していたんじゃないかなと思います。

○比嘉瑞己委員 ここはいくら少ない体制であったとしてもですね、そこまで

の客観的なものがあったら、やはりそこは立ち止まるべきだったんじゃないかなと私は思います。

一方でですね、証人はこの株券を見たことはなかったと。もしですね、ある一定の株券がですね、この県庁の中にあればですね、これは何だ、これは株券じゃないか、出資金が必要じゃないか、手続はどうなっているかというふうになっていったと思うんですけれども。この会計処理への疑問を持つことができなかったという1つにですね、この株券が県庁になかったというのもあると思うんですよね。その点についてはどのように思いますか。

○金城信尚証人 実際、私自身も株券は見たこともございませんし、ワシントン駐在がですね、そういった営利活動とかをやっていませんでしたので、そういったやはり実際見ないと、そこまでの認識には至らなかったんだと思います。

○比嘉瑞己委員 ちょっとまとめますが、アメリカの中で、法人にもいろいろな法人格があって、その中で、この営利活動ではないという意味で、そういった株式会社という認識が持てなかった。もし、そこに向こうのほうの知識もあればですね、また向こうの駐在等と意見交換がきちんとできていたら、今回のことを防げたのだと思うんですけれども。こういった本庁と駐在の情報共有の在り方という点では、振り返ってみてどう思っていますか。十分だったか。

○金城信尚証人 やはりこのような問題が起きているわけですから、今振り返るとですね、やはり十分ではなかったと思います。

○比嘉瑞己委員 終わります。

○座波一委員長 次に、西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 金城さん、お尋ねいたします。

今回、この証人喚問に出席するに当たりですね、先ほど来記憶にない、思い出せませんみたいなことが多いんですけど。当時の記憶を思い起こすためにどんなことをしてきたか教えてください。

○金城信尚証人 監査委員の報告ですね、報告書を見たりですとか、あと調査のですね、3月に出された調査の報告書を見させていただきました。

○西銘啓史郎委員 それを読まれて、今回証人喚問でこのようなことが聞かれるのではないかというような想定は全くしていなかったという理解でいいですか。

○金城信尚証人 いろいろとやはり記憶を整理する中で、どのような質問があるかということも踏まえてですね、記憶を整理してきたつもりではありますが、やはりいろいろと報告書を見てもですね、なかなか思い出せないところはあったというのは事実であります。

○西銘啓史郎委員 10年前なので、確かに記憶は曖昧かもしれませんが、証人喚問の重さを分かっているはずですね、やはりそれをどう思い起こすか、または当時の上司や部下やいろいろな人たちと話をしながら、事実関係を確認すべきではないかというふうに思ったんですけども、それがされていないのは非常に残念に思います。

それともう一つ、先ほど調査検証委員会の報告書、監査結果報告書に目を通したということですけども、そこで指摘されている中で、当時この班長として何が一番問題だと認識していますか。

○金城信尚証人 やはりいろいろと情報共有の在り方ですとか、あとチェック体制ですとか、あとは内部統制とかですね、そういったところが不十分だったかなと私自身も含めてですね、もちろん思っています。

○西銘啓史郎委員 県の職員の中で、いろいろな役職があると思うんですけども、私は班長というのは、実務面ではもう中心的な方だと思っています。その班長が業務の内容を把握していないということをお口にすることは、非常に不安なんですね。例えば、先ほどの支援業務の業務委託、ワシントンDC社の委託も、契約というものは積算根拠があってそれに基づいて契約をしていきます。そして、支払いについてはこの中身を精査をして支払いすべきですよ。その辺が、当時の一番最初の27年、28年の班長、担当が、その記憶が曖昧であったり、そういうふうに答えられると、我々は何のためにこの証人喚問しているのかというのが、非常に疑問なんですよ。

それから、先ほど来、関与していない、記憶がないというふうにおっしゃっていますけども、もちろんそのいろいろな後で出てくる資料の中で、これも見たというのであれば、間違えたら偽証罪に当たらないかどうか心配をするわけですよ。もちろん記憶に基づいてですけども、先ほど来申し上げているとおり、

記憶に基づくための努力が私には感じられていません。

ですから、しっかりやはりこれに臨むに当たって、証人喚問というのはどれだけ重たいものかということももちろん、証人としては理解されているとは思いますが。今の方々の答弁を聞いていると、記憶にないだけでは本当は済まされないのではないかなと。呼び起こす努力をもっとできたのではないかなという気がいたします。

1つ確認いたします。ロビー活動を当初行っていたか行っていなかったか、平成27年、平成28年どのような認識でしょうか。

○金城信尚証人 FARAに基づく活動ですね、そういったところで沖縄県の状況を、基地問題を含めた状況を伝えるというところを行ってきたというような認識でございます。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員から当時の副所長、所長がロビー活動をしていたかどうかだけの認識を答えてほしいとの指摘があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

金城信尚証人。

○金城信尚証人 ロビー活動自体は様々なと言いますか、捉え方があるかと思うんですけども、ワシントン駐在が行ってきたことについては、FARA登録に基づく活動というような形での認識となっています。

○西銘啓史郎委員 FARA登録に基づく活動とは、ロビー活動とどう違うかお答えください。

○金城信尚証人 すみません、ちょっと細かいところまではですね、正直まだ覚えていないところですか、あと報告書を見させていただいたんですが、ちょっとなかなか答えられないところではございます。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員から何の報告書のことか確認があり、監査委員と

検証委員会の報告書のことであるとの回答があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 非常にぜひ、これはいろんな問題を、課題を解決するために、この証人喚問をしていますんでね。この後2人しかいませんけども。ぜひ記憶を戻すための努力を本当はもっとしてほしかった。この場に臨むに当たって。それでももう思い出さないというのも仕方ないんですけども、私たちは、今日、せっかくお越しいただいたのに、非常に私は残念に思います。

以上です。

○座波一委員長 次に、玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員 すみません。少しだけお願いいたします。

当時、地域安全政策課班長から基地対策課班長ということで、組織再編という状況の中で、マンパワーとかも足りなかったというお話を、先ほど小濱証人からもお話がありましたけれども、当時の金城班長として班を見ている中で、そういった組織体制というのはどのように捉えていましたか。

○金城信尚証人 地域安全政策課については、課長、班長、あと先ほどの主事ですね、あと主査がいて、あと研究員が3名、あと非常勤職員が2名ですね。その内、調査研究班については、班長と主査ですね、あと研究員でしたので、それはそれでまたワシントン駐在以外の業務があつて——班長は両方見ますけれども、そういった意味では、先ほどの小濱主事については、ワシントン駐在や那覇軍港ですね、ほかにも担当があつたかもしれませんが、そういった状況でしたので、やはり人員体制については、脆弱だったかなとは思っております。

○玉城健一郎委員 証人喚問以前の参考人とかの質疑の中でも、当時やはりこの知事の訪米があつたりとかという中で、業務がかなり過多、来ていたという話を伺っていました。

金城さん、当時班長ということで地域安全政策課、基地対策課の班長でしたけれども、当時の記憶の中で一番覚えている、この忙しかった状況というのは何があつたか教えてください。

○金城信尚証人 平成28年度ですね、やはりワシントン駐在のことであったりですとか、あと、それをワシントン駐在を、今いろいろと活動自体を情報発信していこうというところに力を入れたりですとか、あとこの沖縄のことをですね、いろいろと冊子にして、それを全国も含めて伝えていこうとか、そういったところに注力したというような記憶はございます。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

最後にですけれども、今回このワシントンの問題というのが、やはり一番最初の登録だったりとか、決裁文書がなかったりという状況のごたごたの中であった問題だと思いますけれども、こういった問題について、当時の状況を知る中で、この再発防止についてどのようにお考えでしょうか。参考程度で大丈夫ですので……。

○金城信尚証人 やはり情報共有ですとか、あとチェック体制とか、あと内部統制とかですね、そういったところをですね、やはり常に意識しながら、業務に取り組んでいくことが必要かなと思います。

○玉城健一郎委員 以上です。

○座波一委員長 次に、仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 よろしくお願ひいたします。

今のお話からも、それから先ほどの小濱さん、それからいろいろの検証、我々が百条をやっていく中でですね。駐在員と地域安全政策課との間の適切な意思疎通が図られていなくて、こういう事態を招いてしまったというのが認識であったんですけれども。これまで聞いていますと、現場の駐在員の認識、本庁の皆さんの課が考えている認識の中で、かなりずれがあるんじゃないのかなということを私自身思っているんですよ。

それで金城班長、当時で、設立から2か月後の6月からだと。その1年間で翌年の平成28年も班長として関わってきたというようなことではあるんですが、このワシントン事務所の設立そのものというのが、どういう事務所であるのかという認識でいらっしやったのかですね、当時。設立後の6月から実務につきましたということであるんですけれども、どういう認識でその事務所を、事務所の形態ですとか役割機能だとかということについては、どういう認識になっておりますか。

○金城信尚証人 やはり沖縄県の最重要課題というのは基地問題でございますので、そういった基地問題を含めて、沖縄の状況をですね、直接アメリカのほう、米国のほうにですね、伝えるというところが、やはりワシントン事務所のですね、ワシントン駐在の必要性だったと認識はしています。

○仲宗根悟委員 今の話は、目的はそうだと思うんですけども、ただ私が1つ疑問といいたいでしょうか疑念に思うのが、皆さんは通常の海外事務所と同等な感覚でワシントン事務所を見ていらっしゃらなかったのかなというのがあるんですが、その辺については当時どのように考えていたんでしょうか。

○金城信尚証人 海外事務所ですね、やはり主にアジアに海外事務所は多いかと思えますけれども、海外事務所については産業振興公社の中に位置づけられているというところであるんですけども、対米国となりますと——アジアの海外事務所についてはやはり経済関係といいますか、例えば観光客の誘致であったりですとか、県産品の販路拡大であったりとか、そういったところがメインな目的になってきまして、そういった意味で、米国となりますとやはりどうしても基地問題ですね、そういったところを伝えるという目的が少し違うというところもありますので、そういったのがちょっとほかの海外事務所との違いかなと思います。

○仲宗根悟委員 それでですね金城さん。班長が考える駐在員の役割、ワシントン事務所を知事公室で置く事務所の設置——海外事務所は事業団というようなことの違いというのがはっきり分かるんだということで、それなりの責任を持った事務所なんだということを認識されていたと思うんですが。その駐在に関するといいたいでしょうか、本庁が駐在員がやるからいいやみたいなところがあったのではないかなと思うんですよ。それについては、いかがですか。

○金城信尚証人 そのような認識は、持ってはいません。やはりワシントン駐在の活動に係る環境の整備していく、支えていくというところが本庁の役割だったかなと思います。

○仲宗根悟委員 どうも本庁側の皆さんの感覚が、駐在員や、それからコア社のほうに、業務を任せっきりというのかな、悪い言葉では丸投げというような感覚が見えてくるような気がしてならないんですよ。その辺のところは、当時

どのような考えだったのかなど。

○**金城信尚証人** 少なくともそのような認識は持ち合わせていなくて、やはりワシントン駐在が活動できるように支援していく、あるいは予算を獲得して、そういった環境を整えていくというところですね、連携して取り組むというところかなと思います。

○**座波一委員長** 以上で、金城信尚証人に対する尋問は終了いたしました。この際、金城証人に対し、委員会を代表して、一言お礼を申し上げます。本日はお忙しい中、御出席いただき心から感謝いたします。金城証人、ありがとうございました。休憩いたします。

(休憩中に、証人退席)

○**座波一委員長** 再開いたします。

休憩中に、今後の証人尋問の実施に関し、委員会として確認しておきたい事項について、事務局から説明させます。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局からこの後に確認すべき項目についての説明があった。また、証人のメモの取扱いについては、その許可の判断を委員長に一任することが確認された。)

○**座波一委員長** 再開いたします。

お諮りいたします。

証人のメモ使用の許可の判断については、休憩中に御協議いただきましたとおり、委員長に御一任いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**座波一委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩中に、補助者の取扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助者の取扱いについて協議を行った結果、1、補助者の人数は必要最小限とする、2、補助者の同席については、証人が事前に申し出た上で委員長の許可を得ること、3、補助者が証人を補助できるのは、証人から助言等を求められた場合であることとし、補助者は積極的に証人を補助することはできない、4、証人が補助者の補助を求める際は委員長の許可を得ること、5、補助者は証人への助言等はできるが発言はできず、また、委員長及び委員は補助者に訊問はできない、6、補助者は証人の隣席ではなく後方席に着席すること、7、補助者が筆記用具を使用することは自由とする。また、補助者が資料等を持ち込むことは可能であるが、証人に当該資料等を渡すことはできない、8、補助者が補助の範囲を超える場合は、委員長が注意し、これに従わない場合は委員長は補助者の許可を取り消すことができる、9、補助者については、費用弁償の対象としない。これらの条件に照らし合わせながら許可の判断を委員長に一任することで意見の一致を見た。)

○座波一委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

補助者の取扱いについては、休憩中に御協議いただきましたとおり、許可の条件を踏まえて判断し、決定することについて、委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○座波一委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、次回の証人尋問の対象者について、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、次回の証人尋問の対象者について協議を行った結果、平成27年度当時の地域安全課長の中田氏、平安山初代所長、山里初代副所長、運天2代目所長について優先的に日程調整していくことで意見の一致を見た。)

○座波一委員長 再開いたします。

今回の証人尋問の対象者については、休憩中に御協議いたしましたとおり、決定することについて、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○座波一委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、証人喚問の追加について、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、現基地対策課長の玉元氏を証人喚問対象者とするかについて協議を行った結果、証人として出頭を求めることで意見の一致を見た。また、証言を求める事項については、本委員会運営要領にある5つの調査事項の範疇で行うこととし、現知事公室長の溜氏と同じ項目について証言を求めることとするが、会社清算に関する事項については一旦保留し、引き続き協議することについて意見の一致を見た。)

○座波一委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

本委員会における証人喚問の対象者及び証言を求める事項としては、休憩中に御協議いたしましたとおり、玉元宏一朗現基地対策課長を証人として、本委員会への出席等を求めることとし、日程調整手続等などの詳細については委員長に御一任いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○座波一委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、証人喚問の実施に関する事項等について、休憩中に説明いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局から証人が公務員である場合の証言拒否に関する説明があった。また、次回以降の証人尋問の日程について協議を行い、

委員長において提示する日程に、各委員とも可能な限り合わせることで意見の一致を見た。なお、委員長から各委員に対し、証人尋問に当たっては証人の見解や意見を求めるのではなく、事実関係を確認すべきである旨の指摘があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

次に、次回以降の証人喚問の日程については、休憩中の御協議において整理確認したとおり進めることとし、日程等の詳細については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○座波一委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたします。

以上で、予定の議題は終了いたしました。

委員の皆さん、大変お疲れさまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 座 波 一